
第五次南陽市教育振興計画

後期計画（2017 年～2022 年）

市民一人ひとりの力で

「**学び**」「**創り**」「**伝え**」「**育む**」

南陽の教育



平成29年4月

南陽市教育委員会

序

本市では、市民それぞれが、自発的で主体的な学びの実践を通して、日々の生活の中で「生きがい」、「働きがい」、「学びがい」を見出すという生涯学習のあり方が、脈々と受け継がれてきています。

この生涯学習のあり方を、未来に向けてつむぎ、つなぎ、更に高め、市民一人ひとりが主体的に学び続けることで、個々の人生は豊かになり、延いては市の発展にもつながっていきます。この教育風土を培い確かなものとしていくことこそが、平成24年4月に策定した『第五次南陽市教育振興計画』に掲げる「教育日本一のまちづくり」の本旨であります。

当『教育振興計画』は、平成24年度から平成33年度までの、向こう10年間で計画期間とし、本市教育の基本的な方向性や、各教育分野における施策の基本方針とその内容を明らかにいたしました。これに従い、私たちは、「地域総合型教育」(全ての市民が、生涯にわたりさまざまな学習、スポーツ及び文化を実践し、そこで身につけた自らの力を地域資源として更に高め、それを地域活動に還元するという学びの循環を活かす教育)を展開しており、心身ともに健康で、国際的な視野と愛郷心にあふれる志の高い人材育成を目指しています。

平成28年度は、上記『教育振興計画』の前期5ヵ年の最後の年に当たります。当教育委員会では、これまでの実施事業を多面的多角的な視点から点検、評価するとともに、前期に続く今後5ヵ年を見通した「後期計画」を策定いたしました。

この「後期計画」は、先の『教育振興計画』の総論を踏襲し、市総合計画の後期計画や学習指導要領の改訂動向、第6次山形県教育振興計画などを踏まえて、各論を見直したものとなっています。前期5ヵ年間で実施されてきた事業を見直し、又は修正するとともに、所要の新規事業の追加を行いました。

私たちは、この後期計画で目指すところの「南陽市の教育」が、市民の間にしっかりと根付き、より豊かな「学び」「創り」「伝え」「育む」諸教育活動が行われるよう、この計画の着実な進展に努めてまいりたいと考えております。

結びに、この度の計画策定にあたり、真摯に、ご審議及びご指導を賜りました南陽市教育振興審議委員会の委員の皆様を始め、ご支援、ご協力を賜りました全ての方々に、心から御礼を申し上げます。

平成29年4月

南陽市教育委員会
教育長 猪 野 忠

目 次

○巻頭言から第1編 総 論まで

平成24年4月策定第五次教育振興計画に同じ。(略)

※ただし、第5次南陽市総合計画 後期計画との対応については、末尾に添付。

○第2編 各 論 ページ

第1章 総 説	1
第1節 四つの教育目標から	1
第2節 社会教育と学校教育の融合	2
第3節 生涯学習社会における社会教育	2
第4節 生涯学習社会における学校教育	2

<学校教育部門>

第2章 学校教育の推進	3
第1節 学校教育の充実	3
1 本市教育目標の明確化と具現化	3
2 地域総合型教育の推進	3
3 確かな学力の育成	5
4 信頼される学校づくりの推進	5
5 国際化教育と理数教育の充実	6
第2節 幼児期の教育の充実	6
1 幼児期における教育環境整備	7
2 子育て支援のネットワークの幅広い構築	7
3 幼児期の教育内容の改善	7
4 幼児期の教育の具体的な推進	8
5 幼児に関する教育相談等への対応	8
6 幼児期の教育の充実と教職員の資質の向上	8
第3節 小中学校教育の充実	9
1 確かな学力の定着のために	9
2 きめ細やかな指導の充実	13
3 特別支援教育の充実	16
4 幼保小中一貫教育のねらい	20
5 南陽市の教育を考える場の設置	22
6 規範意識や公共性の一層の醸成	22
7 学校教育と家庭教育の連携強化	23
8 学校教育と青年教育のつながり	23
9 安全教育の徹底	23

第4節	教育環境の整備	24
1	小中学校の適正配置と学区の編成	25
2	防災対策及び安全管理の充実	25
3	情報機器及びネットワークの整備充実と情報教育の推進	27
4	学校施設の整備と社会教育への供用	28
5	学校給食の整備充実	30
第5節	教職員の資質向上	31
1	学校研究の充実と活性化	31
2	南陽市教育指導員制度の充実	32
3	教育研究所（小中教育研究会）の充実発展	33
4	高等学校及び大学等との連携	34

<社会教育部門>

第3章	生涯学習の推進	36
第1節	社会教育の推進	36
1	生涯学習の推進	36
2	生涯学習施設の整備	37
3	家庭・地域の教育力向上と学習成果を活かした協働社会の構築	37
4	学習支援体制の整備	38
第2節	地域づくりの推進	38
1	地区公民館の機能強化	39
2	地域づくりの推進	41
3	結婚対策事業の推進	43
第3節	生涯学習関連施設の充実	43
1	市立図書館の充実	44
2	結城豊太郎記念館の充実	45
第4節	スポーツの推進	46
1	スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり	46
2	健全な心身を育み活力を生む生涯学習スポーツの推進	49
3	互いの力を高め合う競技スポーツの振興	52
第5節	文化の推進	54
1	文化環境の整備・充実	55
2	地域文化の振興（ふるさと教育の推進）	57
3	地域文化財の継承	59

第2編 各 論

第1章 総説

これからの時代には、地域の独自性や個性を活かして、国の内外に地域の力を発揮することや、市民が主役の豊かな地域づくりをすることが求められています。そのためには、市民一人ひとりが心身ともに健康で、生涯にわたり幅広い分野で自発的・主体的に学び続け、諸課題を解決していく力の育成と教育環境の整備が必要です。

すべての市民が生涯にわたり、さまざまな学習やスポーツ、文化を実践し、そこで身につけた自らの力を、地域の資産によってさらに高め、地域活動に還元するという学びの循環を活かした「地域総合型教育」を展開し、心身ともに健康で、国際的な視野と愛郷心豊かな志の高い人づくり・人材育成を目指します。

第2編 各論では、第2章 学校教育と第3章 社会教育の中で、南陽市の四つの教育目標の具現化を図り、「教育のまちづくり」を人づくりの視点から、現状と課題、方針と計画、主な施策を明らかにしていきます。

第1節 四つの教育目標から

変化の激しい社会を生きぬく上で大切なことは、常に新しい知識と真理（叡智）や技能・技術を身につけ、徳性を育んでいくことにあります。これは、南陽市の教育目標である四つの目標に市民が取り組むことで成し遂げられます。

参照 第1編 総論 p 6

南陽市の教育目標

- | | |
|----------------------------|-------|
| 「創造性豊かなかおり高い教育 文化のまちづくり」 | （目標1） |
| 「これからの国際社会を生きぬく力の育成」 | （目標2） |
| 「たくましい心と身体を鍛え、愛郷心を育む環境づくり」 | （目標3） |
| 「確かな未来と夢を育む生涯学習社会の実現」 | （目標4） |

また、市民一人ひとりの力で、自発的、主体的な学びであればなおのこと、これからの生きぬく力となり、教育のまちづくりを支えるものとなります。そして、市民一人ひとりの生活をより豊かで、うるおいのあるものに変えていく原動力になります。市民一人ひとりが、生きがい、働きがい、学びがいを感じながら、日々の生活を送ることのできる「教育日本一のまちづくり」につながります。

第2節 社会教育と学校教育の融合

変化の激しいこの時代には、学校だけでは解決し得ない教育課題が山積しています。そこで、地域にあるさまざまな機関や機能を連携・連動・一体化しながら、解決することが不可欠となります。

「為すことによって学ぶ 学ぶことによって為す」という理念のもとに、地域総合型教育の有効性を共有し、生涯学習の環境と機会を創り、それらの理念を伝えていくことで、「確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽」の実現を図ります。

また、本市の少子高齢化に伴う人口の減少、地域の停滞という現状を考えた時、地域の活性化を推進していくためには、子どもから大人まで、一人ひとりの市民が学校教育または社会教育という領域を越え、現在及び将来にわたるまちづくりのために、自発的・主体的な市民総ぐるみの教育に取り組んでいく社会を実現しなければなりません。

少年、青年、壮年、シニアともに同じ市民として、まちづくりを共有し、「学び」「創り」「伝え」「育む」という教育機能を『社学融合』にとらえ推進していきます。

参照 第1編 総論 p 8

第3節 生涯学習社会における社会教育

住みよい地域社会と豊かな故郷を市民が創っていく過程には、自発的に、主体的に、まちづくりの課題と向き合い立ち向かっていく意識変革が重要です。自らの生活を改善し、地域の諸課題に積極的に取り組もうとする一人ひとりの意思と、わがまちを誇りに思う愛郷心がともに必要です。それらの思いに応えるために社会教育では、生涯にわたる学びの場の形成と実践環境の充実、さらには、地域づくりの主体となって活動する個々人、並びに社会教育団体の育成に取り組んでいきます。

参照 第2章 p 3 6

第4節 生涯学習社会における学校教育

これからの南陽市の教育は、市民の自発的、主体的な学びを育み、学校教育が生涯学習への出会いと人生の基礎づくりの場となるように、特色ある学校づくりと地域の教育力との連携、連動、一体化を進めていきます。まず、家庭教育の充実を図り、幼児期の教育、小・中学校へと、それぞれにおける教育効果をより一層高め、多様化、複雑化する教育課題の解決を図り、幼保小中一貫教育の推進と子どもたちによる社会参画活動を進めていきます。さらに、市民総ぐるみの教育の実践（地域総合型教育）を通して、一人ひとりの生きぬく力を育てていきます。

参照 第2章 p 3

第2章 学校教育の推進

すべての児童、生徒に、自ら学習し続ける意欲を持たせることを基本に、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばし、人間性豊かで創造力に富む、知・徳・体の調和のとれた人格の形成をめざします。

そのため、急激な社会情勢の変化と価値観の多様化に伴う教育課題に適正に対応するために、社会教育と学校教育の融合を図り、これからの社会をたくましく生きぬく幼児・児童生徒の教育の場にふさわしい教育諸条件の整備充実に努めます。

第1節 学校教育の充実

1 本市教育目標の明確化と具現化

教育の目標は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法等に示されていますが、本市まちづくりの基本理念でもある市民憲章も十分に考慮し、第5次南陽市総合計画「教育のまちづくり」のビジョンとの整合性を図りながら、今後10年間の南陽市の教育目標の策定が必要となります。

そこから、学校教育の目的を適切に捉え、さらに地域社会で果たすべき役割を認識し、教育目標の趣旨が各校の教育課程に十分に活かされることで、南陽市の教育を着実に展開していくことになります。

方針と計画	施策
○地域社会の一員として主体的に地域社会の発展に貢献し、自らの意志でたくましく生きぬく自立した社会人を育成することをめざします。そのためにも、本市の幼児・児童生徒の実態を踏まえ、本市教育目標の明確化と具現化を図ります。	◎南陽市の四つの教育目標 ◎具体的な市民の学びの姿の提示 ○南陽市学校教育の目標と重点 ○教育課程編成の基準

施策の欄の記号…◎は、大きな方針に関すること ○は、施策名等 ※は、他所管施策との連携等を示す。

2 地域総合型教育の推進

学校の抱える教育課題を解決するためには、多くの市民の協力が不可欠です。地域の教育力と教育機関の機能を連携、連動、一体化することで、一人ひとりの生きぬく力を育てていきます。

南陽市では市民総ぐるみの教育（地域総合型教育）を推進しており、学校教育のみならず、多くの市民や地域の団体から協力を頂き、子どもたちの生きぬく力の育成に努めています。

(1) 地域総合型教育のねらい

地域総ぐるみで教育に立ち向かうねらいは、地域の教育機関や団体、あるいは、個人の持つ教育機能と連携、連動、一体化を図りながら成果を高めていくことです。このことは対象となる児童生徒の成長に留まるだけでなく、関係機関団体の教育機能の充実発展に資するものです。このように地域総ぐるみで教育に立ち向かう体制は、究極的には、地域の人材育成や地域おこしを具現化する有効な手法ととらえられます。とりわけ、小中学生は多くの市民の方々と学びの中で、地域の一員、社会の一員としての自覚が高まり、地域力、自治力も付き、近未来における本市を担う自立した人材への成長を遂げていきます。

方針と計画	施策
◎市、公民館、子ども育成会、社会教育団体等の行事や事業が充実しており、文化・スポーツ活動に多くの児童・生徒が参加し、地域の方との交流を深めます。とりわけ、南陽さわやかワインマラソンや南陽市中学校連合運動会については多くの人々の協力をいただきながら、成果が得られるよう努めます。	◎地域総合型教育の推進 ○南陽市中学校連合運動会 ○南陽市小中学生議会 ○ジュニアサイエンティストプログラム ※南陽さわやかワインマラソン ※南陽市中学校駅伝競走大会 ※地域文化祭等の社会参画活動 ※きらきらエクボキッズ

(2) 社会参画活動の推進

市内中学校では、それぞれに生徒会を中心に自発的、主体的に交通安全推進運動に取り組んでいます。その中で、小学生への挨拶運動や見守り活動、ドライバーへの安全運転の啓発活動を行う等、社会とかかわり、地域に活力を与えようと社会参画活動に励んでいます。

また、社会参画活動として地域のお祭りや伝統行事等に積極的に参加しながら愛郷心を高めるとともに、地域のこれからを担う人材としての意識を高めています。この活動により、地域に勇気と活力が与えられ、地域の活性化にもつながっています。

参照 第1編 総論 p 16

方針と計画	施策
○近年、中学生がボランティアに参加する機会が増えてきていますが、単なるボランティアで終わることなく、「為すことによって学ぶ、学ぶことによって為す」ことを体感し、社会参画活動の持つ意義をより積極的に理解できる機会の設置を行います。 また、青年からお年寄りまで幅広い年代の交流を通し、愛郷心を育んでいけるよう、場の創造と交流を促進していきます。	○学校評議員の活用 ◎各中学校区の特色を活かした社会参画活動の推進 ◎各中学校区におけるネットワーク事業の充実 ◎自主的自発的社会参画活動の推進 ○小学生・中学生ボランティアの育成

3 確かな学力の育成

子どもたちの自立の根源となるのは、確かな学力であり、また、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力です。これらをバランスよく育んでいくことが大切になります。

こうした資質や能力は、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と表現されています。また、「生きる力」を夢の実現に自発的に、主体的に生かそうとする強い人間力を「生きぬく力」と表現します。

その他、用語の定義は以下のとおりです。

確かな学力：知識や技能はもちろんのこと、これに付け加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

豊かな人間性：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など。

方針と計画	施策
○きめ細やかな学校経営により、知（確かな学力の向上）、徳（豊かな人間性）、体（たくましく生きるための健康と体力）ともに、バランスよく高めていきます。 ○学校では、幼保小中一貫教育の推進と社会参画活動の活性化に取り組み、地域と連携、連動、一体化した地域総合型教育を推進していきます。 特に、幼保小中一貫教育の推進を図り、幼保小の学力の一貫性及び小中の学力の一貫性を強めるために、実効性のある実践と研究協議を推進します。	◎教育振興審議会運営事業 ◎幼保小中一貫教育事業 ◎小中校長会各種事業補助事業 ◎特色ある学校づくり事業 ○知能・標準学力検査事業 ◎国際化教育推進事業 ○全国学力・学習状況調査補助事業 ○外国青年招致事業 ◎理数教育推進事業 ○ジュニアサイエンティストプログラム ○須藤克三賞 ○中学生地域間交流セミナー事業 ○情操教育推進事業 ○海洋教育事業 ○小中学校音楽教室支援事業補助事業 ○賞賜金事業 ◎夢を育む学校環境づくり

参照 第1編 総論 p 19

4 信頼される学校づくりの推進

地域に開かれた学校づくりを進めるために、保護者や地域住民、学識経験者等より学校経営に助言、協力を得ることが必要となります。また、各学校では多角的、多面的な視点から経営評価を行い、教員の資質能力を高め、教育課題に対応した学校づくりと組織編成を進めることが大切です。

方針と計画	施策
○地域に開かれた学校づくりを充実するため、教育委員会施策の点検評価の継続的实施と実効性のある学校評価の推進を図ります。 また、それらの評価を活かし教育課程の改善に取り組みます。そして、生きがい働きのある学校づくりのためにも、法令等に基づき教職員人事評価を実施していきます。 ○学校教育課題の解決のために、学校評議員の適切な意見や助言を地域の学校づくりのために十分に活用するようにします。	◎教育委員会点検評価の実施 ◎学校評価の推進 ○教育課程改善のPDCAサイクルの実施 ○教職員人事評価の実施 ◎特色ある学校づくり事業の推進 ◎学校評議員制度の推進

5 国際化教育と理数教育の充実

経済の地球規模的広がりにより、知識そのものや人材をめぐる国際競争の加速、異文化・文明への理解、国際協力の必要性が一層増大しています。そして、これらの国際社会の中でも主体的に活躍できる人材が求められています。また、知識基盤社会の到来により、現代は「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であるといわれ、学校教育における理数教育の充実が必要とされてきています。

方針と計画	施策
○日本の伝統と文化を尊重しつつ、世界を見渡す広い視野を持ち、国際社会を生きぬく日本人としての自覚を養うとともに、国際的な視野で考える人材を育成するため、国際化教育を推進します。 また、読解力や理数教科の応用力を高める指導の充実を図り、社会に出て能力を発揮できる基礎学力を磨き、多様な問題の解決に新たな発想を生み出す人材育成に努めます。	◎国際化教育の推進 ○外国青年招致事業 (市内幼稚園・保育園、小中学校に派遣) ○英語教育アドバイザーの配置 ○英検受検補助事業 ◎理数教育の推進 ○ジュニアサイエンティストプログラム ○理科教育振興法による教材整備充実 ○理数系教職員指導力向上研修会 ○学生ボランティア学習サポート事業

第2節 幼児期の教育の充実

平成28年現在、本市の幼児教育及び保育関連施設の設置状況は以下の通りであり、ほぼ小学校区単位に設置されています。これらの施設は、幼児期の教育に大きな役割を果たしています。

市立幼稚園	1	私立幼稚園	1	
認定子ども園	1	市立保育園	1	
私立保育園	5	市立児童館	3	計 12施設

1 幼児期における教育環境整備

平成28年度現在、市内の幼児教育等施設への就園状況は次のとおりであり、3才児以上の就園希望児に関しては、ほぼ全員が就園可能な状況にあります。

	定員	就園児童数	就園率
幼稚園（2施設）	380人	209人	55.0%
保育施設（9施設）	841人	676人	80.4%
認定子ども園（1施設）	125人	84人	67.2%
計（12施設）	1,346人	969人	72.0%

方針と計画	施策
○地区ごとの人口動向、乳幼児数の増減、ニーズに沿った定員を確保し、豊かな情操や感性、基礎体力を向上させる施設、遊び場の拡張などや幼児期における教育環境の整備を促進していきます。	○私立幼稚園就園奨励費補助金 ○私立幼稚園子育て支援事業（にこにこ子育て支援事業） ○3人っ子ハッピーサポート事業 ※特別保育事業 ※保育園整備事業

2 子育て支援のネットワークの幅広い構築

方針と計画	施策
○市内関係施設や関係団体との連携を密にしながら市内における子育て支援のネットワークの幅広い構築を図っていきます。	◎新教育相談室における幼児期の教育に関わる教育相談の充実 ※子育て支援ネットワークの整備 ※子育て相談事業の充実 ※学童保育事業 ※放課後子ども総合プラン推進事業 他

3 幼児期の教育内容の改善

幼児期の教育の重要性に基づき、自主性と思いやりを育む教育環境整備や設備の充実を図っていきます。また、多様化する現代の幼児期の教育における教育・保育課程の編成と改善、また、教職員の資質と能力の向上が必要になっています。

方針と計画	施策
○幼児期の教育の内容を改善していくため、教職員の専門的な技能技術と資質能力の向上をねらいとした研修等を充実していきます。また、幼児期の教育の総合的な研究機能の拡充を推進します。	◎幼保小一貫教育の充実 ○南陽市幼児教育連絡協議会の充実 ○各小学校区の幼保小一貫教育の充実 ○南陽市教職員研究発表会への参加

4 幼児期の教育の具体的な推進

市内関係施設においては、共通した教育観、指導観のもと、発達段階に応じた指導や意図的かつ系統的な指導を行うことが求められており、これに資する目的で、平成23年2月、南陽市幼児教育連絡協議会が発足しました。

方針と計画	施策
○南陽市幼児教育連絡協議会の充実を図り、実態に応じた課題の解決に向けて、協議を進めるとともに、南陽市の教育に対する共通理解や共通認識を深めながら、発達段階に応じた教育のあり方を始め、望ましい幼児期の教育の具体的推進を図っていきます。	◎南陽市幼児教育連絡協議会の充実 ◎各小学校区の幼保小一貫教育の充実 ○南陽市教職員研究発表会

5 幼児に関する教育相談等への対応

平成19年に「南陽市子育て支援都市」を宣言し、安心して子どもを産み、育て、子どもたちが夢を育むことができる地域社会の実現に向け、子育て支援事業を進めてきていますが、家庭や地域社会と連携した子育て支援に関する環境整備が望まれています。

方針と計画	施策
○社会情勢や社会環境の著しい変化に伴い、幼児に関する教育相談等は広範多岐にわたる傾向にあり、これらに対応するための「市教育相談室」の活用や「子育て相談事業」等の充実を図ります。	○教育相談室事業 ◎早期からの教育相談・支援体制の構築 ※巡回相談事業の実施 ※就学時教育相談事業

6 幼児期の教育の充実と教職員の資質の向上

自主性と思いやりを育むために、幼児教育に関わる教職員の研究と修養の場が必要です。また、家庭教育や小学校教育との連携を推進し、地域の教育機関との連携から、学校教育課題を積極的に改善していきます。

方針と計画	施策
○幼保小中一貫教育を推進し、就学前からの教育内容を含めた連携を強め、それぞれの地域と施設の特性を保ちながら、幼児期の教育の充実と教職員の資質の向上を目指します。	◎幼児期の教育に関わる教職員研修の充実と資質の向上 ◎園内研修の充実 ◎南陽市教育研究所との連携 ○南陽市教職員研究発表会への参加

第3節 小中学校教育の充実

教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成するために、学習指導要領では、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスや、授業時数を増加、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが重視されています。

小中学校教育の充実では、新学習指導要領の改訂に関連して、小中学校教育内容の改善の方向性を示していきます。

1 確かな学力の定着のために

これからの南陽市の教育では、確かな学力の育成のために、特に、理数教育及び国際化教育の推進を重点に、各学校区（地域）の良さを生かしながら各学校段階の接続を強め、また、地域総合型教育により、子どもたち一人ひとりの生きぬく力の育成に取り組んでいきます。

(1) 子どもたち一人ひとりの生きぬく力の育成

各小中学校では、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性の育成をめざし、地域や学校の実態に即した教育目標を設定しています。その具現化を図るために、各校の特色を生かした教育課程を編成し、生きぬく力の育成に取り組んでいます。

方針と計画	施策
○各学校においては、教育目標の具現化に向け主体的に教育課程を設定し、特色ある学校経営及び教育活動の充実を図り、きめ細やかな視点で児童生徒の生きぬく力を育成していきます。 また、子どもたち一人ひとりの進路開拓に繋がる学力向上への取り組みを各学校の実態をとらえて推進していきます。 現行の学習指導要領の内容や改訂の方向性を適切に捉え、各教科等のねらいを実現するため、学校（校内）研究を通して、教職員の実践力と資質、能力の向上を図ります。	◎教育課程編成の基準の策定 ○特色ある学校経営事業 ◎確かな学力と信頼される学校の推進 ○学力検査業務委託（標準学力・知能検査） ○全国学力・学習状況調査事業 ○学習支援員拡充事業 ◎愛郷心・愛校心の醸成 ○小中学生議会事業 ○副読本作成事業 ◎生きがい働きがいのある学校づくり ※長期研修事業（県） ○短期研修事業 ○小中学校教職員研究発表会

(2) 言語活動の充実と校内研究の充実

各教科等の指導にあたっては、特に児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視し、必要な言語活動の充実に積極的に努めることが求められています。

方針と計画	施策
○言語活動の充実が各教科等を貫く重要な改善点ではありますが、言語活動が、単なる活動に終始することのないよう、言語活動を通じて各教科等のねらいを実現するため、各学校の校内研究の充実を図り、授業改善に努めます。	◎委嘱研究並びに校内研究の充実 ○教育委員会委嘱研究校事業 ○教育委員会訪問 ○校内研修補助事業 ○教育研究所小中教育研究会事業

(3) 道徳教育の意図的計画的な実践

児童生徒の望ましい道徳性を育成するために、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の一層の充実を図り、意図的、計画的に指導を行うことが求められています。

平成27年3月の学習指導要領等の一部改訂に伴い「特別の教科 道徳」が新たに位置づけられ、それに基づき「考え議論する」道徳授業への転換を図るとともに、各教科等で「学びに向かう力、人間性等」を育てることで道徳性を養います。

方針と計画	施策
○道徳教育推進に関する校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力し、機能的な道徳教育の全体計画と「特別の教科 道徳」の年間指導計画を作成し、意図的計画的な指導を展開します。	◎道徳教育の教育課程全体における推進 ◎「特別の教科 道徳」の充実に向けた授業改善の推進 ○道徳教育推進教師の設置 ◎社会参画活動の推進 ○自発的、自主的な自治活動の推進 ○ボランティア体験活動の推進 ○キャリア教育の推進と職場体験活動の充実

参照 第1編 総論 p20

(4) 理数教育の推進と国際化教育

ものづくりの伝統継承と技術立国としての日本を支えるために必要な知識や技能の習得が求められています。特に、理数教育においては、学ぶことの意義や有用性が実感できるよう、日常生活や社会との関連を重視した指導を行うことが求められています。

方針と計画	施策
○理数教育の充実にあたっては、外部人材を活用した特別専門分野に精通する外部講師による出前特別授業、小学校高学年における専門教員による教育の充実に向け、観察・実験のために専門的な学問追究を図る理科教育設備の整備・充実に努めます。 また、南陽市教育研究所理科教育センターの研修等を通じ、理数教育を担う教師の専門性や資質の向上を図ります。	◎理数教育の推進 ○ジュニアサイエンティストプログラム ○有機EL連携授業の推進 ◎理科教育センター事業 ○小中教育研究会実技研修会の充実 ○教育指導員制度（理数） ○中学校理科教材整備事業費 ○英語教育アドバイザー事業

(5) 学校体育の充実

市内児童生徒の体位（身長・体重）は全国平均を上回っています。また、運動能力・体力（平成27年度調査）では、小学校男女・中学校男子は全国平均を上回りますが、中学女子は若干全国平均を下回っており、学校体育の一層の充実や全校トレーニングなどの積極的推進が求められています。

体育・健康に関する指導の充実を図り、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身につけ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われることが求められています。

方針と計画	施策
○それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよう学校体育の指導充実に努めます。さらに、児童生徒が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けることができるよう、自他の危険予測・危険回避の能力を高めていきます。	○教育研究所小中教育研究会教科等部会（保健体育） ○日本スポーツ振興センター負担金 ○各中学校体育連盟負担金 ○各中学校総合体育大会等選手派遣費補助金 ○中学校連合運動会事業 ○部活動運営補助金 ○部活動強化対策費補助金

(6) 健康教育の推進と充実

全国と比較して、市内児童生徒のう歯（虫歯）の未処置は、全国平均よりも年々下回る傾向にあります。一方で、裸眼視力1.0未満者は、女子に多く、学年が上がるにつれて高くなる傾向にあり、家庭と連携し、よりよい生活習慣の確立に向けた健康教育を一層推進していくことが求められています。

方針と計画	施策
○保健に関する授業を通して健康教育を推進し、さらに、いのちの教育に繋がる基本的な内容についても、児童生徒が充分理解できるような体験的な機会を積極的に設けていきます。また、家庭生活における食事や睡眠（休養）について、専門家による保護者向けの講演会や研修会を開催し、家庭教育力の向上に努めていきます。 また、PTAとの連携を図りながら、望ましい家庭健康教育についても家庭と考える場を積極的に設けていきます。	◎いのちの教育の推進（後期プラン） ◎健康教育の推進 ◎いのちの教育の教科横断的実践の推進 ○保健体育の充実（保健分野）

(7) 児童生徒の健康増進と競技力向上

市民運動会、南陽さわやかワインマラソン、中学校対抗駅伝、市民なわとび大会などに児童・生徒は積極的、意欲的に参加し、絆や友情を育みながら体力の向上と健康増進を図っており、生涯スポーツの下地づくりを行っています。中学校では市連合運動会に向けた走練習を各校全校体制で取り組み、体力の向上を図っています。

方針と計画	施策
○地域総合型教育を推進する機会として、市民運動会や南陽さわやかワインマラソン、中学校連合運動会を位置づけ、生涯スポーツの振興を図ります。 また、スポーツ少年団及び中学校における部活動の連携を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携を強め、児童生徒の健康の増進と競技力向上に努めます。	◎地域総合型教育の推進 ※南陽さわやかワインマラソン ○中学校連合運動会事業 ※総合型地域スポーツクラブの充実 ○各中学校総合体育大会等選手派遣費補助金 ○部活動運営補助金 ○部活動強化対策費補助金

(8) キャリア教育と職場体験学習の推進

変化の激しい社会の中で、児童生徒が希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくために、小学校からのキャリア教育（進路指導）の充実を図り生涯にわたって学び続ける意欲の基盤と望ましい勤労観・職業観を育むことが求められています。

方針と計画	施策
○勤労観・職業観を育む指導や起業家精神を一層重視し、体験活動とも関連させた継続的・体系的なキャリア教育（進路指導）を小・中学校を通じて推進します。また、学校では生き方在り方指導の具体的推進を図るとともに、市内事業所等における職場体験学習により、学びの場を広げていきます。	○生徒進路指導補助金 ○海洋教育事業の推進 ※職場体験活動の充実 ※職業人講話の推進

(9) 食農教育と食の伝統継承

飽食の時代にありながら、孤食や栄養バランスの問題等、食育指導の充実が求められています。その上で、いのちの根源である「食」とそれを支える「農」を学ぶ食農教育の必要性が、一層高まっています。

市内小中学校では学校給食の指導及び学校農園での作物づくりを通して、食農教育に取り組み、健康な体づくりと命の根源となる食と農の結びつきについて学習しています。

方針と計画	施 策
○学校教育において「食農教育」という概念明確に位置付け、発達の段階を踏まえつつ学校の教育活動全体での取り組みを推進します。 ○食と農について体験する勤労生産学習と、人や自然の関わりから、いのちの尊さを学ぶ徳育を併せ持つ食農教育の充実に努めます。 ○勤労の喜びや収穫の楽しさ、また、農業の苦しさや厳しさを学ぶとともに、農業従事者の高齢化や農業後継者問題を考え、本市の食の伝統継承に繋ぐ教育を推進します。	◎食農教育の推進（幼・小・中） ◎学校給食事業（食育） ○給食記念週間と特別献立の実施 ○四季の献立と行事献立の実施 ○「弁当の日」の実施

(10) 読書習慣の確立と読書活動の充実

テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きぬく力を身に付けていく上でも、一層重視されています。

方針と計画	施 策
○児童生徒の読書習慣の確立のため、読書の時間の確保や読書の機会の充実に努めます。また、児童生徒の読書活動を充実するために、学校図書館の充実に努めます。 また、南陽市立図書館との連携強化を図り、読書推進計画の策定を行っていきます。	○図書購入事業（小・中学校） ○読書活動推進計画の策定 ○図書館教育の推進 ※南陽市図書館の活用推進

2 きめ細やかな指導の充実

(1) 学校経営評価の充実

地域に開かれた学校づくりを進めるために、保護者や地域住民、学識経験者等より学校経営に助言、協力を得ることが必要となります。また、各学校では多角的、多面的な視点から経営評価を行い、教員の資質能力を高め、教育課題に対応した学校づくりと組織編成を進めることが大切です。

方針と計画	施 策
○地域に開かれた学校づくりを充実するため、教育委員会施策の点検評価の継続的实施と実効性のある学校評価の推進を図ります。 また、それらの評価を活かし教育課程の改善に取り組みます。そして、生きがい働きのある学校づくりのためにも法令等に基づき教職員人事評価を実施していきます。 ○学校教育課題の解決のために、学校評議員の適切な意見や助言を地域の学校づくりのために十分に活用します。	◎教育委員会点検評価の実施 ◎学校評価の推進 ○教育課程改善のP D C Aサイクルの実施 ○教職員人事評価の実施 ◎特色ある学校づくり事業の推進 ◎学校評議員制度の推進

(2) 教育相談活動の推進と環境整備

発達段階に応じて主観的なものの見方や考え方から客観的に物事を見つめる力を鍛えたり、人間は元来弱い存在であることやその弱さを自覚し困難を乗り越えていこうとする気概や実践力を他とのかかわりの中で育むなどの心の教育が求められています。

方針と計画	施 策
○市内全小中学校では、日常的に全職員体制で児童生徒の様子を観察し、適時教育相談活動を行う体制を強化していきます。また、実態に応じた定期的な教育相談アンケートを実施し、個の悩みや不安を解消すべく丁寧な教育相談に努めていきます。	◎教育相談室事業 ○教育相談室指導員配置事業 ※県スクールカウンセラー配置事業 ※県教育相談員配置事業 ○学習支援員拡充事業 ○教育相談室専門員事業

(3) 心の教育の充実と教育相談事業の推進

昨今の社会情勢から、さまざまな問題を抱える児童生徒が増加する傾向にあります。個に応じた望ましい生徒指導が円滑に行われるよう、各校で取り組むべき指導の重点を明らかにし、市内小中学校における共通実践を推進しています。

方針と計画	施 策
○児童生徒が抱える問題は、その児童生徒に直接起因するものだけではなく、家庭的・経済的背景に起因するものなどが複雑に絡み合っていることから、各校の実践とともに南陽市教育研究所教育相談委員会において、心の教育の充実に向けて研究を重ねていきます。	◎教育相談室事業の推進 ◎教育研究所教育相談委員会の充実

(4) 確かな学級経営と担任力の向上

児童生徒の健全育成の土台となる学級経営の充実に向け、実態分析を生かした指導・支援を各学校で推進します。

方針と計画	施策
○確かな学級経営が、安定した児童生徒の育成につながるという認識を一層深め、質問紙法による客観的な分析と実態に応じて、教員が個に応じた適切な教育相談、カウンセリングを行います。また、教員研修の充実を図り、温かな人間関係の構築に努めていきます。	○初任者研修（県・市・校内） ※経5年経験者研修（県） ※中堅教員等資質向上研修 ※中堅教員研修会（県） ※担任力研修会（県） ※不登校発生予防研修会（県）

(5) 教育相談室の基盤の拡充と経営の強化

南陽市教育相談室は南陽市総合保健福祉施設「わくわくセンター」内にあり、平成24年度より週5日開設し、現在3人の指導員が教育相談やカウンセリング、体験学習、教科学習、訪問学習、教育相談研修会などを行っています。また、電話相談も開設し、相談にあたっています。

方針と計画	施策
○学校における指導支援だけでなく、南陽市教育相談室や専門機関からの指導・助言を生かしながら、家庭との連携を強化し、実態に応じた適切な指導を行います。また、更なる運営強化を図るとともに、指導員による家庭訪問等、支援の拡充を図ります。	◎教育相談室事業の推進 ○教育相談室指導員配置事業 ※県スクールカウンセラー配置事業 ※県教育相談員配置事業 ※児童相談所との連携推進 ※家庭児童相談員との連携 ○学習支援員拡充事業 ○教育相談室専門員事業

(6) 教育相談関係職員の連携と保護者への継続的な支援

現在、市内中学校3校には、2人のスクールカウンセラーと2人の県教育相談員、小学校には1人の子どもふれあいサポーターが配置され、児童生徒への教育相談・カウンセリング、保護者や教員に対する助言、援助を行っています。

方針と計画	施策
○各校に配置されるスクールカウンセラーや教育相談員との十分な連携、協力に努めます。また、児童生徒の心の変容や思春期の対応の在り方等、保護者が理解を深め適切に対応できるよう、懇談会や講演会を開催し、保護者への継続的な支援に努めます。	○教育相談委員会の充実 ※県スクールカウンセラー配置事業 ※県教育相談員配置事業 ※児童相談所との連携推進 ※家庭児童相談員との連携

(7) 不登校やいじめ未然防止と適応指導の充実

不登校やいじめの未然防止には学級経営が基盤になることを再認識し、学級内の温かな人間関係の構築の強化に努めています。また、予防的開発的生徒指導を行い、全校体制が機能する学年学級・学校経営の充実に努めています。

方針と計画	施策
○不登校やいじめの未然防止と学校不適応を示す児童生徒に対し、効果的な適応指導を行うため、校内での支援会議に市教育相談室指導員が参加・協力し、また、具体的な対応策について検討できるよう学校へ指導・助言します。	○教育相談室事業の充実 ○教育相談室の学校及び家庭訪問の推進 ○校内教育相談関係会議の推進 ○各校の教育相談の推進 ○教育相談室と各校教育相談担当者並びに養護教諭との連携推進

(8) 家庭教育への支援・援助

発達段階に応じた支援を必要とする児童生徒やその保護者に対し、適切な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、望ましい家庭教育についても適切な指導・助言を行っていきます。

方針と計画	施策
○平成24年度からは、南陽市教育相談室を週5日間（平日）開室します。また、毎月第4木曜日には、健康長寿センターで、3人の臨床心理士による「そだちとこころの相談」を実施し、希望する児童生徒・保護者への相談活動を行うものとします。	○市教育相談室の充実 ※そだちとこころの相談との連携

参照 第1編 総論 p15

3 特別支援教育の充実

「特別支援教育」では、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実することとされました。また、平成28年4月には、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、インクルーシブ教育システム構築のための取組みの推進が求められています。

(1) 特別支援教育の推進と研修の充実

従来、早期からの教育相談・支援や就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援等は、それぞれに行われてきていますが、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現するためには、それら全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要です。

方針と計画	施策
○特別支援教育への理解の推進を図り、きめ細やかな教育を一層充実させていきます。そのためにも、教職員一人ひとりの資質を高め、個に応じた指導法の研究を進め、積極的に研究授業を行う等、校内外において、実践的な研修の場を設けていきます。	○障がい児教育支援委員会の開催 ○早期からの教育相談・支援体制の構築 ○学習支援員拡充事業 ○小中教育研究会教科等部会・教科外部会の充実 ○特別支援教育研修会の参加促進

(2) 特別支援学級担当教員の専門性の向上

本市における特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加の傾向にあります。これは、全国や山形県でも同じ傾向にあります。

平成28年5月1日現在、市では、通級による指導教室を1教室、知的障がい特別支援学級を11学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級を8学級開設しており、その在籍者数は45人となっています。また、通常の学級に在籍しながらも特別な支援を要する児童生徒も増える傾向にあり、適切な対応が求められています。

方針と計画	施策
○特別支援学級担当教員の専門性を高めるため、市内小中学校担当教員の交流を図ったり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりしながら研修の場を設けていきます。また、小学校就学前からの関係各課及び関係機関との連携を強化し、早期からの教育相談・支援体制を構築し、適切な教育支援を実施します。	○学習支援員拡充事業 ○小中教育研究会教科等部会教科外部会の充実 ◎特別支援教育課程研究協議会の参加促進 ※にこにこ相談（県）

(3) 個に応じた指導・支援の充実

各施設では、特別支援教育に関する校内での体制づくりのため、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターが指名されています。特に学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に校内における「実態把握」が行われ、校内委員会により特別な教育的支援の在り方の検討がなされています。

方針と計画	施策
○特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会を機能させ、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成し、活用することで、個に応じた指導・支援の充実に努めます。	◎個別の支援計画・指導計画の作成の徹底 ○校内教育支援委員会の充実

(4) 自立への教育的支援と特別支援教育の啓発

特別支援教育への理解と啓発を進めていくとともに、学校不適応やひきこもり等を未然に防ぐためにも、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を一層進めていく必要があります。また、保護者や地域に対して、どのように特別支援教育への理解と啓発を進めていくか、共通理解を一層深めていくことも課題となっています。

方針と計画	施策
○保護者や地域に対して、特別支援教育の理解推進を図る手立てを講じて、地域全体で児童生徒を見守っていけるように働きかけていきます。また、学校においては、「交流及び共同学習」を積極的に推進し、相互理解を一層促進し、自立及び社会参加できる子どもたちを育てていきます。	◎特別支援教育の充実 ※交流及び共同学習の実施 ○学習支援員拡充事業

(5) 就学時教育相談の推進

就学時教育相談においては、早期からの教育相談・支援体制を構築し、児童、生徒本人及び保護者と教育相談を実施する必要があります。また、学習環境の整備や入学準備について検討を重ねたり、学校生活について見通しを持ってもらったりしながら、入学後も、児童・生徒に合った学びの場について毎年度継続的な教育相談を行う必要があります。

方針と計画	施策
○必要があった時に、速やかに支援を開始できるように、医療・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、乳幼児期の健診等を踏まえて、就学時教育相談を進めていきます。また、幼児期からの統一した「個別の教育支援計画」を作成し、育ちの履歴を適切に義務教育へ引き継ぎ、定期的な見直し等を通じた継続的な教育相談を行っていきます。	◎教育相談の充実 ○就学時健診の充実 ○教育相談に関わる備品の整備充実

(6) 就学時教育相談事業の充実

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、市教育委員会が地域や学校の実情に応じ、より柔軟に学級を編制できるようになったことを受け、児童生徒の就学時教育相談の役割がより一層重要となります。

方針と計画	施策
○就学時の教育相談では、学校及び関係機関との連携を進めることで、支援方法の検討を行い、また、幼保小中の連携により、児童・生徒の入学準備に取り組みます。また、各校における教育支援委員会の機能強化とともに、一層の連携を図りながら、就学についての指導を行います。	◎就学相談の充実 ○就学時健診の充実 ○教育相談に関わる諸検査の充実

(7) 特別支援学級就学の奨励

特別支援学級及び特別支援学校への就学、その後の経過における保護者の心理的、経済的負担に対して、軽減の措置に配慮する必要があります。

方針と計画	施策
○特別支援学級就学の児童・生徒に対して、「特別支援教育就学奨励費」制度の活用を促進し、保護者の経済的負担を軽減します。 また、特別支援学校就学の児童・生徒に対して、福祉課や関係各課等と連携を図りながら、通学に係る保護者の負担軽減に配慮していきます。	○特別支援教育就学奨励費

(8) 特別支援教育推進のための教育環境整備

特別支援学級等に在籍する児童生徒の障がいの多様化や重度化、また、保護者の考え方の多様化を受け、個々に適した特別支援学級の設置を促進するとともに、施設の整備充実を図ることが必要となっています。

方針と計画	施策
○学習環境の整備として、各学級の施設・設備及び教材・備品の整備に努め、児童生徒にとって、学習しやすい環境を作っていきます。また、人的な環境整備として、学習支援員等を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、適切で丁寧な対応を行っていきます。	○特別支援教育就学奨励費

(9) 学習支援員の活用と充実

通常の学級の授業活動の中で、その子にあった個別の指導や支援が必要な子どもが増加しています。その子の学習状況に対応して、学習面、生活面でのきめ細やかな指導の必要性が年々高まってきています。

方針と計画	施策
○通常の学級での一斉授業を行う際に、きめ細やかな学習指導、生活指導を充実するために学習支援員を配置し、その学習環境及び生活環境を改善します。また、特別支援教育との間に立って、その児童や学習内容にあった指導を推進します。	◎学習支援員拡充事業

4 幼保小中一貫教育のねらい

子どもの成長や発達に個人差はあるものの、以前よりも子どもの身体的成長は早まり、身体の成長と心の成長のバランスのとれた子育てが大切になっています。また、食生活や情報環境、また家庭の教育力の問題も含めた生活環境の変化に対し、家庭との連携強化の上で、幼児期の教育の重要性が一層求められています。

子どもたちの夢をより確かに育むためにも、学校段階間の一貫性や学びの連続性、そして、学校間の連携に留意していく必要があります。そこで、幼児期の教育から義務教育修了時までの子どもの成長を連続してとらえ、学校段階を一貫した教育の推進が学校教育課題の解決と子どもたちの安定した成長につながります。

参照 第1編 総論 p 15

(1) 子どもたちの自主性・主体性の伸長のために

方針と計画	施策
○生涯を見通した学習について、学校だけでなく、家庭でも共通認識や共通理解を深め、発達段階に応じた計画的、系統的な教育の確立を大切にしていきます。 ○子どもたちの自主性・主体性の伸長を図る幼保小中一貫教育の充実及び推進を図っていきます。	○幼保小中一貫教育事業 ○自発的自主的な生徒活動の推進 ○児童会活動、生徒会活動の推進 ○社会参画活動の推進 ○教育指導員制度の活用

(2) 学校教育課題の解決

これまでは、家庭でのしつけを含め、幼児期の教育、また小学校教育や中学校教育では、それぞれの目的のもとに進められてきました。しかし、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の諸課題が発生し、学校間の滑らかな接続に向けた取り組みが求められています。

方針と計画	施 策
○各施設における目的やねらいを十分に達成するためにも、それぞれの教育についての理解を深め、教育観・指導観の共有を図っていきます。その上で、多くの指導者の目で子どもたちを見守りながら、系統的教育を進める幼保小中一貫教育の充実を図っていきます。	◎幼保小一貫教育の推進 ◎小中一貫教育の推進 ○早期からの教育相談・支援体制の構築 ○南陽市幼児教育連絡協議会 ○小中一貫教育事業の推進

(3) 幼児期の教育と児童期の教育の接続

平成22年度に、南陽市内すべての小学校、幼稚園、保育所、児童館の担当者、そして教育委員会、福祉課、保健課の担当者による南陽市幼児教育連絡協議会が発足しました。

この連絡協議会では、幼保小中一貫教育に向けた共通理解や教育観・指導観の共有化を図っており、今後も、その具体的推進が求められています。

方針と計画	施 策
○南陽市幼児教育連絡協議会では、単に幼児・児童の情報交換に終わることがないように、具体的なテーマをもとにした研修を行い、それぞれの教職員の教育観・指導観の共有に努めていきます。また、望ましい幼児期の教育の在り方や児童期の教育との接続について、研修を深めながら、発達段階に応じた教育を推進します。	◎小中一貫教育推進事業の充実 ○幼児教育連絡協議会の充実

(4) 幼保小中一貫教育カリキュラムの検討

中学生による幼児施設等での体験授業や年長児（就学児）の入学前の小学校体験入学等が市内各施設で行われ、連携強化が進められています。子どもたちにとっては、学習内容や生活リズムの変化に馴染むことができ、小学校入学や中学校進学時の幼児・児童の不安感を解消することにつながっています。

方針と計画	施 策
○幼保小中一貫教育では、幼児期に加え小中9年間の義務教育期間において、学習の系統性を考慮した教育課程（教育カリキュラム）を検討していきます。日々の生活を土台にした学習の在り方やその積み上げ、必要に応じた学びなおしを意識した教育課程を工夫するとともに、各教育施設教職員が、それぞれの施設の指導法の特性を互いに学び、確かな学力を発達段階に応じて身につけていくようにします。	◎小中一貫教育推進委員会の充実 ○小中連携授業の推進 ○幼児教育連絡協議会の充実

(5) 評価・検証と学校研究の活性化

授業のみならず教育活動全体を見通した教育実践の改善改革を図るとともに、幼保小中一貫教育推進につながる研修の場の拡充を図る必要があります。

方針と計画	施策
○各中学校区において推進される幼保小中一貫教育の具体的な取組を検証・評価する場を拡充し、効果的な実践事例等を各種研修会等で紹介し、課題解決につながるよう学校研究の活性化を図っていきます。	◎幼保小中連携授業の推進 ○南陽市幼保小中一貫教育事業 ○教育委員会委嘱公開研究発表会の充実

5 南陽市の教育を考える場の設置

意図的、計画的に行われる様々な生涯学習プログラムには多くの市民が参加していますが、さらに生涯学習の輪を広げていく必要があります。また、第5次南陽市総合計画にもとづく三つの人づくりを機会あるごとに広報し、普及しなくてはなりません。ふるさとづくり、まちづくりにかける意欲は、多くの情報の中から生まれてきます。まちづくり情報や生涯学習の情報の提供や、気軽に参加できる機会と場の創造が求められています。

方針と計画	施策
○施設だよりや公民館だより、市報などのほか、マスメディアも使いながら、市民や子どもたちの活動及び活躍を紹介し、広く市民に生涯学習等の情報を提供していきます。あわせて、学校施設開放や社会教育施設の利活用促進を図り、積極的に生涯学習機会の増進に努めます。	◎生涯学習推進の取り組み ○南陽市教育振興審議員会 ◎社会教育委員会の充実

6 規範意識や公共性の一層の醸成

新しい未知の課題に対応する力が一層求められています。また、将来の職業や生活を見通し社会の一員としてルールを守り、自立するために必要な体験や経験の場が必要です。それらのためにも自治活動や主体的な校外活動の推進、ボランティア体験の推進、社会参画活動の充実を通して、道徳の価値項目を含んだ出来事や事物に触れ、気づき、実践に生かして行けるような体験的な道徳教育を推進する必要があります。

方針と計画	施策
○発達段階に応じ、児童生徒個々の生き方・在り方を自覚させることや、規範意識や公共性の一層の醸成を図ることを重視し、社	◎徳性・心の教育（徳育）の推進 ◎自治活動の充実 ◎社会参画活動の推進

会の一員として果たすべき役割を実践する力を育成していきます。 また、徳育は、「社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みとして、どの時代どの社会においても行われてきたものであり、社会集団の中で生活するために不可欠です。共通のルールを守ることや他人を思いやるといった道徳性の継承を発達段階に応じて醸成していきます。	◎ボランティア体験の推進 ◎キャリア教育の推進 ◎道徳教育、人権教育の推進 ◎生徒指導及び進路指導の充実 ○小中学生議会事業 ○中学生地域間交流セミナー事業
---	--

7 学校教育と家庭教育の連携強化

学校教育と家庭教育をつなぐための具体的取り組みが求められています。学校教育に期待することや家庭教育に協力を求めることを共有し合うことが一層大切になっています。

方針と計画	施策
○学校教育で大切にしていることの一層の理解とともに、家庭教育に協力を求めることについて、児童生徒の活躍の姿を通して、家庭に伝える場の工夫や家庭との連携強化に努めていきます。	◎学校教育へ保護者の支援・協力の推進 ※父母と教師の会の充実 ○放課後子供教室

8 学校教育と青年教育のつながり

青年教育の活動が、学校教育の活性化や児童生徒の意欲喚起につながっています。また、青年の市民意識の醸成とともに、子どもたちにも愛郷心を育むことが重要となってきます。

方針と計画	施策
○社会学融合の理念のもと、学校教育と青年教育のつながりを一層深めていきます。 ○青年教育の諸活動へ参画する意欲や態度を醸成し、諸活動の活性化を図ります。 ○青年教育の諸活動へ中学生や高校生が参画できる環境を整え、意欲や態度を養成します。	◎青年教育と学校教育との連携と連動 ※青少年社会力の推進事業 ※青年教育推進事業

9 安全教育の徹底

(1) 防災教育の推進

幼児施設や学校において、幼児・児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは公教育の実施において不可欠であり、災害時を想定しての避難訓練や不審者対応訓練が定期的に行われています。

方針と計画	施策
○学校における防災教育は、様々な災害発生時における危険について正しく理解し、適切な行動や対応がとれるような体制を強化していきます。また、学校を拠点とした防災教育プログラムを地域住民と協働して実施したり、学校支援対策本部を設置したりするなどの具体的対応を検討していきます。	○学校災害対応マニュアルの運用 （地域と合同の避難訓練の実施） ○防災教育プログラムの策定 ○学校安全教育の推進 ○不審者対応訓練の実施 ○緊急連絡網の整備

(2) 危機管理能力の向上

自らの安心・安全を図ることができる危機管理能力を育むための教育を推進することが必要です。また、各学校において、事件あるいは事故に対して、幼児・児童生徒等の安全の確保が、的確になされることが一層求められています。

方針と計画	施策
○児童生徒自身が危険を予測し、回避する力を身につけるための望ましい指導の在り方について、改善・検討していきます。 また、教職員における危機管理能力の向上を図るため、各種校内研修の充実を図り、危機管理能力、危機予知能力、危機回避能力の充実を図っていきます。	◎防災教育の充実 ◎リスクマネジメント*の推進 ○教職員研修の充実 ○緊急時対応マニュアルの運用

*リスクマネジメント：考えうる危機的な事態を回避、あるいはそのことによる被害を最小の費用で最低限にとどめよるための仕組みや活動のこと。

第4節 教育環境の整備

南陽市の人口は、ここ30年では37,146人（昭和60年）をピークに減少傾向で推移しています。また、平成2年に15歳未満の子どもの人口の割合と65歳以上の人口の割合が逆転して以降、少子高齢化が進行しています。

南陽市内の小学校は、平成25年度に休校となった小滝小学校を除き7校設置されています。一方、中学校は、平成22年度の中学校再編整備事業により、沖郷、宮内、赤湯中学校の3校に統合されました。

平成28年5月1日現在、市内小学校児童数は1,570人、同じく、中学校生徒数は868人となっています。また、学級数については、小学校が79学級、中学校が37学級です。

1 小中学校の適正配置と学区の編成

小学校は、山間部を含み市全域に分散しているため、市街地を除いてほとんどが単学級か複式学級（小学校3校）の小規模校です。荻小学校では全学年が複式学級で、平成28年度は、梨郷小学校・中川小学校が一部複式となっています。また、漆山小学校では各学年単クラスであり、今後、これらの学校の教育活動が、効果的に行われるように配慮した施策が必要となっています。

(1) 小学校の適正規模、適正配置

方針と計画	施策
○教育の機会均等の原則に立ち、子どもたちの学習の充実の観点から、適正配置の検討を行います。さらに、教育力の向上と学校経営の効率化並びに施設・設備の効果的利用を図るため、適時、適正規模を検討します。	◎（仮称）教育振興検討委員会準備会の設置 ◎（仮称）教育振興検討委員会の開催

(2) 学校の適正配置や学区の再編成

少子高齢化が進行する中で市内小中学校の児童生徒数は、全国的な推計と同様の傾向で減少していくものと思われます。今後とも、将来の児童生徒数の動向を踏まえながら、中・長期的な展望に立って、学校の適正配置を考慮した統廃合、学区の再編成を検討する必要があります。

方針と計画	施策
○学校の適正配置や学区の再編成にあたっては、地域社会の教育課題、住民の意向や市の総合的な将来展望も十分考慮しながら進めます。	◎（仮称）教育振興検討委員会準備会の設置 ◎（仮称）教育振興検討委員会の開催

2 防災対策及び安全管理の充実

(1) 防災対策と環境整備

学校において児童生徒が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、教育の現場において不可欠なものであります。本市においては、平成23年度末をもって耐震化率100%の整備が完了しましたが、東日本大震災を教訓に、学校施設を地域の防災拠点として必要な機能を備えておくことが課題となっています。

方針と計画	施 策
○学校施設は、安全な教育環境の確保が基本です。また災害発生時には応急的避難場所としての役割を果たすため、公立学校施設整備*の基本方針・計画に基づき、非構造物耐震性の確保、必需品の備蓄やライフラインの確保等、安全な建物の整備に加え、防災機能の強化を図ってまいります。	◎大規模改造工事の実施 ○非構造物・設備の補強整備 ※防災機能の強化・整備

* 公立の義務教育諸学校施設の整備に関する施設整備

(2) 通学路を含めた安全確保のための環境整備

学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に被害が及ぶ事件、校舎等からの転落事故や遊具による事故が発生していること、また児童生徒の登校中の交通事故、さらには地震や台風等の自然災害時の事故等の発生も懸念されることから、通学路を含めた学校の児童生徒の安全を確保することが課題となっています。

方針と計画	施 策
○学校において、事件、事故または災害時に対する児童生徒の安全をどのように確保するかが重要となっています。地域や各行政機関と連携しながら、屋外施設及び通学路等を含めた学校環境の整備を推進します。	○通学路の安全点検及び改良の実施 ○遊具等の定期の安全点検 ○施設保全の適正管理

(3) 地域の教育施設と安全確保の推進

東日本大震災では、電話等の通信網及び交通網が遮断された状況で、保護者との連絡が困難になる等、幼児・児童生徒の安全な下校や引き渡しができないといった課題が浮き彫りとなりました。

このような場合にあっては、安全が確認できるまでは、施設が一時的な避難や情報の発信場所となることから、緊急時の具体的な手法や手順等の対応策を整備することが課題となっています。また、学校と家庭・地域及び自治体との協力体制の構築により、児童生徒等の安全確保がより図られるものと期待できます。

一方、災害時には児童生徒自らが危険を避け、安全な行動ができる力を育成して行くことも求められています。さらには、健康で安全な生活を生涯にわたり送るための基礎を培い、また安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような、資質や能力を主体的に育てることが求められています。

方針と計画	施 策
自然災害だけでなく突発的に発生する事件・事故においても、幼児・児童生徒の安全確保に努めなければなりません。 そのための日常の施設・設備の安全点検が重要です。 そして、各学校の実態に応じた対応を基にしながら、多様な場合にも効果的に対処できる対策としての災害訓練の実施、地域との協力体制、防災（緊急時）マニュアルの整備及び運用を行います。	◎施設における防災計画運用及び点検・評価の推進 ○災害訓練の実施 ○地域消防組織及び地域社会との連携 ○防災マニュアルの整備・見直し ○防火管理者の必置推進 ○南陽市ハザードマップの活用

3 情報機器及びネットワークの整備充実と情報教育の推進

(1) 計画的な環境整備と情報活用能力の向上

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性が増している現代社会において、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質は、読み、書き、算盤に並ぶ基礎・基本として位置づけられるようになっていきます。そのため、学校教育の場で、社会生活に活かせる情報活用能力を身に付けさせて社会へ送り出すことが、学校の責務となっています。

方針と計画	施 策
○教育の情報化を推進する基礎として、情報端末の整備充実が必要不可欠です。また、情報端末を有効に活用するためには、高速ネットワーク環境の整備が前提になります。そこで、情報端末整備計画を策定し、計画的な環境の整備を行っていきます。	◎教育研究所情報委員会の充実 ○教職員 I C T 研修会の開催 ◎情報端末整備計画の実施

(2) 高度情報化社会の進展と情報通信技術の活用

高度情報化社会の進展にあわせて、教育の情報化を推進していく必要があります。具体的には、3つの側面を通して教育の質の向上を目指す必要があります。

- ①情報教育の充実
- ②教科指導における情報通信技術の活用
- ③校務の情報化

方針と計画	施 策
○児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、情報教育の充実を図るとともに、各教科等での情報通信技術の活用を推進していきます。	◎情報教育の推進 ○教育研究所情報委員会の充実 ○教職員 I C T研修会の開催

(3) 情報モラルの教育と普及啓発

市内各小中学校には、1クラス分の情報端末がコンピュータ室に配置されています。また、職員室には、常勤の教職員1人につき1台の校務用の情報端末が配置されています。しかし、国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）において目標とされる教育環境を実現するためには、さらに教育の情報化を推進し、情報機器の設置状況を改善することが求められます。

方針と計画	施 策
○情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を養う児童生徒への情報モラル教育、教員や保護者への情報モラルの普及啓発及び有害環境対策を講じます。また、情報セキュリティの確保のため、高度な情報管理能力を持った教職員の育成を行うとともに、学校が保有する情報資産を守り、適切に管理するため、情報セキュリティ対策を実施します。	◎情報教育の推進 ○情報モラル教育の充実 ○教育研究所情報委員会の充実 ○教職員 I C T研修会の開催

4 学校施設の整備と社会教育への供用

本市における学校施設整備は、現在の少子高齢化社会への移行、情報通信技術による改革、地球環境保護意識の高まり等、様々な変化が生まれている中で、教育内容の厳選、道徳教育の充実、国際化、情報化への対応が急務になってきています。また、各学校の特色ある教育を推進するために、創意工夫を重ねていくことを基本理念とする現行の学習指導要領を踏まえ、次の課題を解決したいと考えています。

(1) 公立学校施設の計画的な再生整備（長寿命化）等や適切な維持管理

学校施設の老朽化対策については、将来の財政状況の見通しも踏まえ、安全性を最優先として計画的に整備を進める必要があります。中でも、工事費用の縮減や工期の短縮が可能となる「長寿命化改修」事業への転換は、限られた予算で、より多くの安全性を確保しながら機能及び質的向上が図られるといった面で効果的であり、また、改築と比べて廃棄物排出量や二酸化炭素発生量の削減が見込まれ、環境負荷を大幅に低減できることから、地球温暖化を始めとする環境問題への対応策としても重視されています。今後は、この取り組みを、国が策定する「インフラ長寿命化基本計画」で示されている地方公共団体の「総合管理計画」や「個別施設毎の長寿命化計画」に反映させていくことが重要です。

方針と計画	施 策
○老朽化した公立学校施設の計画的な再生整備（長寿命化）等や適切な維持管理と、非構造部材の耐震対策の推進を図ります。	◎小中学校施設設備工事

(2) 環境教育の推進

学校施設について、我が国の温室効果ガスの削減目標に貢献するとともに、学校施設や地域を教材として活用した環境教育を推進する必要があります。

方針と計画	施 策
○公立学校施設の再生整備（長寿命化）等に際して、環境に配慮して温室効果ガス削減に貢献するなど、環境負荷の低減、教育環境の改善にあわせて建物の耐久性の確保を図ります。	◎環境教育の推進 ○ごみ削減運動 ○節電の取り組み ○エコスクールの取り組み

(3) 防災に関する情報発信と施設利用の推進

公立学校施設は、公教育を支える基本的施設であると同時に、地域住民にとって最も身近なコミュニティの拠点、地域の防災拠点としても重要な役割を果たしているため、地域に密着した社会資本として、有効に活用していくことが極めて重要であり、より一層推進を図る必要があります。

方針と計画	施 策
○地域・学校連携施設の整備目的、利用に供する施設、利用可能な日時等の施設利用に必要な情報を、ホームページ等を活用するなどして、地域住民に対し積極的に周知するとともに、連携施設を利用して行う諸活動についても積極的に情報発信すること等により連携施設の利用の促進を図ります。 また、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換を図ります。	◎ホームページの充実と活用推進 ◎防災施設としての活用と整備

5 学校給食の整備充実

食文化が多様化する中で、特に子供たちの食生活の乱れや肥満又は痩身の傾向が拡大しています。本来の家庭を中心とした食生活の指導を行うことが難しくなっており、学校、家庭、地域が連携し、次世代を担う子供たちの健全な心身の形成のため、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につけることができるよう、学校における食育の推進が求められています。

(1) 食育・食農教育の推進

方針と計画	施策
○学校給食を通し、地域と結びつく食育教育を進め、健康で健全な身体を造るための食事、習慣、確かな知識を身につけさせ、次世代を担う子供たちの育成を目標としていきます。 ○食育の推進については、食に関する知識だけでなく、地域生産者との関わりの中で幼少期からの農業体験活動等を推進し、農産物などの地域食材への理解を深め、学校給食を生きた教材として活用します。また、地場産物や郷土に伝わる料理等を取り入れ、地域の食文化の伝承につなげるなど、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むと共に、家庭でも実践できる食習慣の形成に努めます。	◎食育・食農教育の推進 ○学校給食事業の推進 ○職場体験活動の推進（農業体験） ◎地域の食文化の伝承 ◎愛郷心の育成 ◎食習慣の形成 ○家庭献立表の配付 ○給食便りの配付 ○一口メモの配付

(2) 地産地消の推進と学校給食

食糧自給率の向上は、個々又は地域の食生活においても重要な要素の1つです。本県は食糧供給県として生産額ベースで166%の自給率（平成25年度統計）を達成しておりますが、魚類等冬期間は十分とはいえない食材も多くあります。まずは、地元で生産されている食材を認識し献立をたてていくこと、給食に利用できる数量及び品質を確保すること、確実な供給ができること等、課題を整理しなければなりません。

方針と計画	施策
○地産地消の推進を図るため、米や野菜など契約栽培による供給を推進し、地場産品、旬の食材をより多く活用し、新鮮かつ、安全で安心して食べられる食材を使用しま	◎学校給食事業 ○献立検討会 ◎地産地消の推進 ○米粉利用推進事業

す。また、栄養バランスの良い魅力あるおいしい給食となるように、メニューや調理方法の工夫に努めます。	○市内統一献立の実施 ○給食記念週間と特別献立の実施 ○四季の献立と行事献立の実施 ○食農教育の推進 ○南陽市給食特定野菜の会の推進 ※学校給食用パン・米飯品質向上協議会
---	--

(3) 安全安心な給食の実施

平成28年度から、自校給食を実施している学校は中川小学校のみとなっています。

中川小校では、隣接する中川児童館への配給も行っていますが、小学校分の60食と合わせても全部で80食程度の小規模なものです。今後の児童数の動向も踏まえ、施設の維持運営のあり方を総合的に勘案した場合、赤湯小学校の「学校給食センター化（共同調理場）」を基本に、安全でより良い学校給食の提供の方法を検討していくことが必要です。

方針と計画	施策
○児童生徒数の減少傾向が続く状況を踏まえ、今後施設の能力や運搬時間等を検討しながら、衛生的かつ安全な共同調理方式（分散型）による対応を検討していきます。また、食器や機器の更新、作業の効率化、衛生管理の強化など、安全安心な給食の実施のため年次計画を策定し整備していきます。	○小中給食主任会の実施 ○学校調理技能士部会 ○学校給食用食品の定期点検の実施 ○細菌検査及び残量検査の実施 ○学校給食試食会の実施 ※山形県学校栄養士等研修会

第5節 教職員の資質向上

1 学校教育の充実と活性化

(1) 教育課題解決に向けた学校研究

特色ある学校経営の推進にあたり、学校の課題や実態に応じた研究が進められ、教職員一人ひとりの学校経営参画意識を高め、学校全体として研究成果を積み上げていけるような工夫が求められています。

方針と計画	施策
○これまで、学校毎に研究を重ねてきましたが、今後、中学校区毎に課題を分析・共有しその解決に向けた学校研究をすすめていきます。これまでの教育委員会委嘱研究	◎幼保小中一貫教育の推進 ○南陽市教育委員会委嘱研究校（小・中） ○校内研修の推進事業 ○特色ある学校経営事業

も内容を焦点化・重点化し、特色ある学校経営とともに、教育課題解決に向けた学校研究を推進していきます。	○教育委員会点検評価の実施 ○幼保小中一貫教育事業
--	------------------------------

(2) 学校研究の充実に向けて

学校研究の充実に向けて、適切な研究主題の設定のもとに授業研究会や理論研修会が意図的・計画的に行われています。例えば、校内研究会の活性化を図るため、ワークショップ型研修会等、教職員一人ひとりの主体的な参加が促される取組が増え、具体的な視点に沿った協議がなされるようになってきています。なお、これらの研究会等においては、目の前の児童生徒に、どのような力を育てていけばいいのかを明確にしながら、児童生徒の具体的な姿の変容をもとにした改善改革に努めていく必要があります。

方針と計画	施策
○教育課題解決にむけて、教職員一人ひとりの資質向上のために、適切にOJT*に努めていきます。それにより、「生きがい働きがい」のある学校づくりにもつながり、ひいては信頼される学校づくりにつながります。	◎学校マネジメントの導入 ◎幼保小中一貫教育の推進 ○南陽市教育委員会委嘱研究校（小・中） ○校内研究の推進事業 ○特色ある学校経営事業 ○教育委員会点検評価の実施 ○幼保小中一貫教育事業

*OJT：On the Job Training 具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

2 南陽市教育指導員制度の充実

本県では、公立小中学校本務教員のうち50歳以上の割合が、小学校で48.6%（平成19年度：30.1%）、中学校で38.0%（同：21.3%）となっています。今後10年間で多くの教員が定年を迎え、教員の補充とともに、知識、技能の伝承が必要となります。（資料：平成25年度及び平成19年度学校教員統計調査）

平成23年度より、当教育委員会では、各小中学校長推薦のもと小中学校教員を対象に「南陽市教育指導員」を委嘱し、校内研究会、学校間・異校種間の研究協力、小中一貫教育をスタートしました。この教育指導員制度では、教育水準の維持と高揚、学校教育における諸課題等の解決、指導員自身の研修による指導力向上を目的としています。

方針と計画	施策
○校内研究会を開催するにあたり、当該校教職員のみで行うのではなく、可能な限り当該中学校区並びに幼児施設との連携を図り、複数の目で子どもたちを見守り育てていく視点場を共有します。 ○教育委員会指導主事や教育事務所指導主事等による講師だけでなく、南陽市教育指導員や実践力のある教員を講師にしながら、互いに学び合いながら研究の活性化を図ります。 ○計画的な研修や現職研修とともに、伝習と交流を主に、幼保小中一貫教育の推進事業をはじめとし、日常的に若手、中堅に指導を行い、縦横に織りあげる布のように自主的な研修の機会を増やし、さらに校内外の教育指導員制度の充実に向けて取り組んでいきます。	○南陽市教育委員会委嘱研究校への協力 ○幼保小中一貫教育への活用 ○校内研究会・校内研修会への活用 ○ジュニアサイエンティストプログラムでのコーディネーターとしての活躍 ○教育指導員制度の実施・充実 ○教育委員会点検評価の実施

3 教育研究所（小中教育研究会）の充実発展

(1) 組織・事業の充実と運営強化

南陽市教育研究所は、教育に関する研究調査を行い、教育関係職員の指導力を高め、教育の振興を図ることを目的としています。本市の課題や制度改革等に適切に対応できるよう、事業の一層の充実を図る必要があります。

方針と計画	施策
○児童生徒の指導に必要な研究及び調査や教職員の資質向上を図るための研修として、教育研究会（教科等部会・教科外部会）、特別委員会を設定します。また、教職員研究発表会が、より主体的な研修の場となるよう運営を強化します。	○南陽市教育研究所事務局会の設置 ○南陽市教育研究所小中教育研究会の設置・充実 ○南陽市教育研究所特別委員会の設置

(2) 教科指導等に関する研究の充実（教科等部会と教科外部会）

小中教育研究会教科等部会では、教科を中心とした9部会を設定しています。小中学校の教員は全ていずれかの部会に所属しており、年2回研修会が開催されています。この研修会のうち1回は授業を通した研修会であり、指導の改善・改革に努めています。

また、このほか、小中教育研究会教科外部会として、教科以外の13の部会が設定されています。各小中学校の代表者を中心に組織運営されており、こちらも年2回の研修会を開催しています。

方針と計画	施 策
○小中教育研究会各部会では、授業を中核にした実践研究を行い、具体的な子どもたちの変容から望ましい指導の在り方について研修していきます。その際、小中の教員が一緒になって、発達段階に応じた教科指導の在り方や系統的な指導の在り方について研究を深めていきます。	○南陽市教育研究所事務局会の設置 ◎教科等部会・教科外部会の充実 ○外国語活動に関する研修会の実施 ○南陽市教職員研究発表会の充実

(3) 特別委員会による本市課題等の調査研究

幼児・児童・生徒に力をつけていくためには、常に、教職員の研鑽や課題等に対する調査研究が必要です。そこで、研究所内に、委嘱された教職員をもって構成する特別委員会を設置し、本市の課題や時宜にかなった調査研究を行っています。

方針と計画	施 策
○教育研究所内に特別委員会を設置するとともに、本市学校教育の課題について具体的な調査研究を実施し、各校の教育活動の質的な向上を図ります。	○特別委員会の運営充実 ○調査研究成果の共有化と教育活動への反映

(4) 各教科の専門性の向上や指導観・教育観の共有化

小中学校教職員の研修の場の充実・発展に努めていますが、中学校再編整備により学校数が減少したことから、それぞれの部会を統括する係校長・係教頭の担当分担が増え、複数部会を持たざるを得なくなっています。実態にあったより望ましい組織・機構の改善を図る必要があります。

方針と計画	施 策
○学校数の関係上、複数部会を担当する係校長・係教頭の配置とならざるを得ないため、運営の在り方を工夫・検討していきます。また、教職員一人ひとりが主体的な部会運営への意識を高め、各教科の専門性の向上や指導観・教育観の共有を一層図っていきます。	◎教育研究所の組織・機構の改正 ○特別委員会の運営充実 ◎教職員研究機会の拡充・充実

4 高等学校及び大学等との連携

高等学校との連携については、中学校と高等学校との連携が主になっています。

各学校の進路学習会や進路に関する講話、少年非行防止ネットワーク等での高等学校の教員や高校生との連携、また、部活動や特別活動等での連携は見られますが、学習面での連携は、英語弁論大会における審査協力等のほかはあまり活発ではないのが現状です。

(1) 小中学校と高等学校及び大学等の連携のねらい

小中学校と高等学校及び大学とが互いに連携・協力して、学習や特別活動を行うことによって、児童生徒の知的な興味・関心を高め、これまで以上に児童生徒の持つ良さや可能性を引き出すことができるほか、や教員の専門性や指導力向上にもつながることが期待されます。

方針と計画	施策
○高等学校及び大学等との連携は、学校の活性化のみならず、地域全体の活性化にもつながるものであると捉えており、具体的な在り方を模索していきます。	◎理数教育の推進 ◎国際化教育の推進 ○ジュニアサイエンティストプログラム

(2) 専門的な学問探究の機会拡充

教職員には、それぞれの研究・研修内容に合わせて、「絶えず研究と修養に取り組む」といった教職員の意識の向上が求められています。そのための研修が、県教育委員会、県教育センター、置賜教育事務所、本市教育研究所において行われており、また、各校における取組みとして校内研究等も積極的に行われています。これらのほか、任命権者の定めるところにより長期研修をすることもできます。

平成19年には、南陽市教育委員会と山形大学地域教育文化学部との協定が締結され、その中で教職員の研修に関わる連携について定め、機会の拡充に取り組んできました。今後は、理数教育や国際化教育を中心として、専門的な知識・技能を有する大学教授等を指導者に迎えるなどして、教職員の研修及び児童生徒の学びを高めていく必要があります。

方針と計画	施策
○専門的知識や技能に触れることを通して、教職員の資質、能力の向上や意欲の向上を図ります。また、同様に、連携授業を通して、最先端の知識や研究にふれることで、児童生徒の学習意欲や探究行動力を高めていきます。 さらに、高等学校や大学だけでなく、関連企業等にも連携をさらに広げるなど、様々な分野での連携拡大を図るとともに、児童生徒の専門的な学問探究の場の拡大にも努めていきます。	※長期研修（県） ○教育研究所教職員短期研修 ◎国際化教育の推進 ◎理数教育の推進 ○ジュニアサイエンティストプログラム

第3章 生涯学習の推進

平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法では、新たに「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定されました。その条文では、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とされました。

平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、「一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会」を目指していく必要があるとし、知識を基盤とした自立、協働、創造の三つをキーワードとする生涯学習社会を実現することで、個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善、社会全体の生産性の向上、一人一人の絆の確保が図られ、我が国が直面する危機の回避と各人が誇りと自身を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長が実現されることとなります。

本市の新たな活力を創造し、確かな未来と持続可能な夢はぐくむまち・南陽の将来都市像を描いた「第5次南陽市総合計画」では、市民憲章を基本理念に「教育にまちづくり」「産業のまちづくり」「健康のまちづくり」という三つの視点を挙げており、とりわけ「教育のまちづくり」を第一の視점에据え、「日本一の人づくり」と「心豊かな明るいまち」の実現を目指していきます。

第1節 社会教育の推進

住みよい故郷と豊かな地域社会をつくるためには、そこに住む人々が自発的に、生涯学習機会を通じて社会の関心や地域の課題と向き合い、主体的に、自分たちのできることに取り組もうとする市民の育成が重要です。

生涯学習の目的実現のため、地域における学習を活力あるコミュニティ形成・絆づくりに積極的に貢献できるものとし、社会教育行政が地域の多様な主体とより積極的に連携を仕掛け、一体となって協働して取組を進めていく必要があります。

1 生涯学習の推進

南陽市の教育のまちづくりでは、地域での学びが人をつくり人がまちをつくるという、ふるさと教育と実学教育を重視した取り組みが行われています。学校教育のみならず、あらゆる分野であらゆる機会に行われる人づくりこそ、南陽市の活性化につながる、質の高い、生涯学習の具体像です。

方針と計画	施策
○生涯学習の成果を主体的な社会参画や地域活動へとつなげるため、実践的な学習プログラム開発と支援、学習過程での学びのコミュニティ形成に努めます。また、地域の特色と課題、年代に沿った学びの組織化を図ります。	◎青少年の社会力の推進 ○きらきらE K U B Oキッズ事業 ○中・高校生のボランティア活動や講座参加 ◎青少年教育の推進 ○通年ワークショップ青年教育推進事業 ○成人式等を通して青年リーダー育成 ◎成人教育・地域学事業 ○市民大学講座 ◎国際化教育の推進 ◎視聴覚教育の推進 ○置賜社会教育振興会と連携 ○映像教材の制作奨励と活用促進

2 生涯学習施設の整備

戦後の地域における新しい民主主義社会を目的に、地域住民の相互学習や共同学習・実践活動の拠点施設として、生涯学習施設や地域集会施設が設置されました。

地域集会施設は、今なお地域づくりとまちづくり活動の中心的役割を担う重要施設であり、コミュニティ機能のさらなる充実に向けた整備と運営を図る必要があります。

方針と計画	施策
○地域住民の福祉文化の向上と地域連帯感を深めるため、地域集会施設の整備事業を実施する自治組織に対して、「南陽市地域集会施設整備事業補助金交付規程」により事業補助を行います。	◎生涯学習施設の管理運営 ○地域集会施設整備事業補助 ○指定管理者制度等の検討

3 家庭・地域の教育力向上と学習成果を活かした協働社会の構築

教育基本法第13条を受けて、社会教育法では「学校、家庭、地域の関係者相互間の連携・協力の促進に努める」ことが規定されています。

3者の連携協力による教育効果を高めるため、家庭での子どもの基本的な生活習慣の形成や、地域の教育力・資源の有効活用、学校施設の開放などで地域住民の学習・交流の場を提供するなどの基本的な役割が相互に機能していくことが重要です。また、学校教育と児童福祉との連携を進め、幼児・学童教育のさらなる充実を図るとともに、地域住民がそれぞれの学習成果と経験を子ども達に伝え、相互交流することで、地域ぐるみで子ども達を育てていく環境の整備に努めていきます。

方針と計画	施策
○地域の特色と課題に沿った学びのコミュニティづくりとネットワーク化を図りながら、多様な主体による重層的な地域づくりと、それぞれを連動させた地域総合型教育を推進します。	◎地域総合型教育の推進 ○家庭教育の多面的支援 ○新たな家庭教育力の創造 ○家庭教育講座の推進 ○学校支援地域本部事業の推進 ○放課後子ども総合プラン推進事業（放課後子供教室）の実施 ◎青少年育成推進員による地域青少年育成活動の強化 ○青少年補導センターの設置と補導員の街頭補導活動 ○青少年育成市民会議 ○教育ネットワークとの連携 ○市子供会育成会連絡協議会 ○市PTA連合会の活動支援 ◎学校教育、児童福祉との連携による家庭教育支援の充実 ※南陽市幼児教育連絡協議会の推進

4 学習支援体制の整備

市民の生涯学習を深め、学校・家庭・地域との連携、大学等との今後の事業連携や地域支援体制を進めるとき、施設とともに人的な充実も求められています。市民の学習活動とその実践を的確に支援する生涯学習コーディネーターとしての役割が、社会教育主事のみならず、社会教育関係職員に求められるスキルです。研修の充実を図り、職員の実践的学習コーディネート力養成が今後の課題です。

方針と計画	施策
○市民が地域の様々な課題を主体的に解決するための学習支援を行い、郷土後継を担う人材育成を進めるため、研修を通して社会教育関係職員の生涯学習コーディネーターとしてのスキルを高めます。	◎社会教育関係職員研修の実施 ○研修によるスキルアップの充実 ○社会教育主事の資格取得と育成活用

第2節 地域づくりの推進

生涯学習の理念を受け、市民一人ひとりが自発的、主体的に学習する気運が全市的に高まるように、社会教育課と連携しながら各地区公民館を拠点に生涯学習の振興を図ります。また、今般の社会情勢を踏まえ、市民のニーズに応える学習環境の整備を図る一方、学習

を通じて、地域コミュニティの形成、地域の絆づくりに資するとともに、情報の受信・発信を行い、地域活動をとおり「日本一の人づくり」「心豊かな明るいまちづくり」を推進し、生涯学習を含めた地域づくりに努めていきます。

1 地区公民館の機能強化

生涯学習を推進するには、社会教育課と各地区公民館の緊密な連携により、情報の提供や楽しみながら学べる学習機会の創出が必要とされています。生涯学習を推進し学べる場である各地区公民館利用者数は、平成27年度において、112,531人となっています。

(1) 生涯学習推進

市民が何を求めているかの確にとらえ、潤いと生きがいを持って充実した生活が営めるよう、社会教育課と連携しながら各地区公民館事業に積極的に取り組み、青年・婦人・シニア各層が一体となって地域力を高め、協働による明るく住みよい地域づくりを積極的に展開していきます。

方針と計画	施策
○各地域にある自治会館、公民館等には、市の催し物や地域行事等の情報提供を推進していきます。また、「教育のまちづくり」を推進し、学習の場の提供を積極的に行い、地区公民館の年間利用者120,000人を目指します。	○社会参加促進事業 ○コミュニティ助成事業 ○地域づくり推進事業（交付金） ○市民大学講座事業

(2) 特色ある公民館事業の推進

地域の生活や環境ニーズも多様化している中で、地域活性化を図るため各地区公民館には特色ある公民館運営が求められています。また、講座や研修会等の積極的な取り組みと世代間を超えた交流も求められています。

方針と計画	施策
○南陽市公民館条例施行規則により、各地区公民館運営委員を委嘱し、運営計画の企画立案、実施にあたりとともに、地域づくり事業推進交付金を活用し、地域に根ざした特色ある公民館運営を今後とも推進していきます。 また、学習や講座の講師として、地域の先生を地域における事業や伝承行事等に積極的に参加を促し、世代間の交流を推進していきます。	◎地区公民館の充実 ◎地域事業の活性化 ◎伝承行事への参加促進 ◎世代間交流の推進 ○公民館運営委員会の充実 ○地域づくり事業推進交付金の有効な活用

(3) 公民館の活用と維持管理

各地区公民館は、地域住民に身近で気軽に利用できる社会教育施設であり、利用者のニーズに沿った学習機会を提供する等、環境の整った施設でもあります。市民に安全で安心な活動の場を供することができる施設管理運営に努めなければなりません。

方針と計画	施 策
○地域づくり交付金などにより適切な修繕等を行い、住民が快適に生涯学習活動を行える拠点として、また、各種団体が会議、研修の場として利用できるよう維持管理に努めていきます。	◎地区公民館の整備促進 ○公民館施設整備事業 ○地域集会施設整備事業補助金

(4) 女性団体育成と組織化の推進

女性の地位向上のため、研修と親睦を深め女性団体間の連携を図り、明るく住みやすい地域づくりの実践活動を推進する必要があります。また、男女共同参画社会の実現に資するため、女性団体の育成を推進します。

方針と計画	施 策
○地域活動においては、女性団体育成は重要であり、特に社会教育関係団体である南陽市連合婦人会の支援及びその他女性団体の育成と連携を引き続き進めていきます。	○女性団体等の育成

(5) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、平成28年度に策定した第2次男女共同参画なんようプランに基づき、各種施策を展開し、女性が活躍できるまちづくりをすすめます。また、その推進役として、各女性団体で組織するえくぼ女性ネットワーク会議を中心に、男女共同参画社会の実現のための啓発活動を実施していきます。

方針と計画	施 策
○男女共同参画社会には女性はもとより、男性の意識改革が不可欠です。「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みを促進すると共に、各種講演会を企画、啓蒙活動を推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。また、えくぼ女性ネットワーク会議の活動充実を図ります。	○第2次男女共同参画なんようプランの推進 ○えくぼ女性ネットワーク会議の充実

(6) 職員等のスキルアップ

生涯学習社会の実現のため、重要な役割を担う公民館は、住民が求める様々な学習ニーズへの対応が求められます。各職員がコーディネート能力等のスキルアップを目指すとともに、各事業の充実を図るため、各種研修会や講座に積極的に参加する必要があります。

方針と計画	施策
○地域の住民が自主的なまちづくりや地域活動を行う上で、公民館職員には市民ニーズを的確にとらえ、助言する能力が求められます。 ○公民館活動及び地域活動を支援するため、社会教育職員初任者研修会、県社会教育研究大会、置賜社会教育振興大会、地域づくり研修会等の受講をとおして、自らのスキルアップをはかる必要があります。	○社会教育職員初任者研修の充実 ○県及び置賜社会教育振興会主催の研修への参加 ○地域づくり研修会等の充実

2 地域づくりの推進

公民館は、地域づくり、生きがいつくり、人づくりなどの重要な役割が求められています。そのため、地域づくりに関する各事業の推進や生きがいつくり事業、地域の子どもの育成、各団体の自主活動支援など、各公民館では地域の特性に応じた特色ある公民館運営を運営委員会が中心となり展開していきます。

(1) 地域づくり支援事業

生涯学習、地域づくりの拠点である地区公民館は、まちづくりの主役である地域住民と協働し、特色ある地域づくりを支援するとともに、適切な公民館運営に努めます。

方針と計画	施策
○公民館が地域の生涯学習の場、地域づくりの拠点としての機能を果たすため、運営計画をさだめ公民館運営を推進していきます。 ○地域づくり事業交付金(施設維持管理費)を活用し、運営委員会を中心に地域づくり事業の推進や公民館施設の適切な維持管理に努めます。	◎地域づくり事業交付金の活用推進 ○公民館施設整備事業 ◎公民館運営委員会の活性化

(2) 宝くじコミュニティ助成事業

自主的に地域住民が行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため、コミュニティ助成事業を活用し、活動に直接必要な備品等を整備し、地域活動の支援を行います。

方針と計画	施策
○各地区公民館を窓口とし、各自治会・団体に周知を図りながら、助成希望の取りまとめを行います。また、今後も引き続き(財)自治総合センターの情報を的確にとらえ、県と連携をはかりながら、地域コミュニティの活性化のため、本事業の活用を図っていきます。	◎地域の連帯感に基づく自治意識の高揚 ○コミュニティ助成事業の活用

(3) 市内地域バスの運行支援

小・中学生の通学の足として、また、地域づくりの視点からも地域交通の確保は重要であり、市内3地域のバス運行協議会の事務局を社会教育課と地区公民館が担っています。引き続き、その運行を支援していきます。

方針と計画	施策
○北部地区・中川地区・西部地区での協議会方式によるバスの運行について、社会教育課及び各地区公民館が事務局として支援することにより、通学困難地域の小中学生の通学の足の確保と、地域づくり参画のための交通弱者支援を行っていきます。	◎地域内バス運行事業への支援

(4) シニア世代活性化推進事業

地域づくりにおいてシニア世代が各地域で活動していくには、地域に眠っている素晴らしい人材を発掘し、能力、仕事で養った技能を地域において発揮できる機会と場面づくりが必要とされています。地域内でシニア世代を巻き込み、気軽に地域活動に参加できる体制づくりが課題となっています。

方針と計画	施策
○地域づくりには、元気に年を重ね、生きがいを見出し生活する、シニア世代の活躍も必要です。放課後子供教室等においても積極的に地域の先生として、事業に関わっていただき、シニア世代の持つ豊富な知識や経験を後世に伝え、特に子どもたちと世代間交流をすることにより徳育教育にもつながります。	◎地域の徳育教育の推進 ◎世代間、地域間交流の活性化

3 結婚対策事業の推進

少子高齢化という大きな社会問題に対応していくうえで、子どもを産み育てる環境整備と共に晩婚対策、未婚対策は大変重要な課題となっています。

(1) 社会全体で結婚支援をする機運づくりの推進

南陽市では結婚と家庭づくりを支援することで社会に貢献するという趣旨のもと、平成20年4月に行政と民間の協働による「南陽市結婚推進室」を設立しました。

各種出会いのイベントを実施しながら並行して結婚アドバイザーによる見合いを実施し、実績は以下のとおりとなっています。

平成20年度 成婚1件(見合い12件)

平成21年度 成婚0件(見合い17件)

平成22年度 成婚4件(見合い19件)

平成23年度 成婚2件(見合い25件)

平成24年度 成婚3件(見合い37件)

平成25年度 成婚5件(見合い25件)

平成26年度 成婚7件(見合い36件)

平成27年度 成婚1件(見合い40件)

方針と計画	施策
○年間成婚数3組を目標に、成婚に至るイベントを立案・実施すると共に、成婚率の高い見合いに力を入れていきます。また、結婚アドバイザーの資質向上と研修機会の充実を図ります。	◎出会いの場と本物の出会いの提供 ○日本の伝統「仲人制度等」の活用 ○結婚アドバイザー同士の情報交換会 ※やまがた出会いサポートセンター ※やまがた縁結びたい情報交換会 ○なんよう婚活0h!縁団の募集 ○気軽に参加できるイベント立案実施 ○企業同士の交歓による出会いの場 ○若者の自分みがき研修の実施

第3節 生涯学習関連施設の充実

市立図書館は、生涯学習と情報収集の中核施設であり、更なる機能拡充と蔵書の充実を図りながら、市民の多様な学習需要に応えられるよう、情報・資料の適切な管理、保存を図っていく必要があります。

1 市立図書館の充実

(1) 生涯学習施設としての機能拡充

利用者からの要望に応えることのできる、均衡のとれた資料選定収集を目指し、適正な資料管理に努めます。

方針と計画	施策
○レファレンスサービス*等をより一層充実させるために、的確な資料を提供できるよう職員の資質向上に努めます。また、郷土資料については、貴重な資料のため、破損・汚損のないように保管管理を行い、積極的な収集や整理に努めます。	○図書(蔵書等)購入 ○図書館管理運営

*図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

(2) 要望に応える資料のサービスの推進

市民の図書館利用拡大を目指し、利用者の立場に立ったサービスと受入資料の充実、新刊、ベストセラーなど話題本の提供に努めます。また、延滞資料や不明資料を減らすため、督促を強化するなど、適切な資料管理を行います。

方針と計画	施策
○土・日・祝日の開館を継続しながら、より利用しやすい環境を作り、リクエストサービスや他の図書館との相互貸借、置賜地区の広域貸出（置賜地区の公共図書館から貸出できる）などを積極的に活用し、市民ニーズの充足に努めます。 また、小中学校へ新刊図書案内の送付や市報への新刊情報掲載等、PRの充実を図ります。	○他図書館との相互貸借の推進 ○小中学校図書館との連携推進

(3) 子ども読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（文科省）に基づき、読書を通して豊かな心を育み子どもの読書意欲に応えるように努める必要があります。また「子ども読書推進計画」を策定し、読書離れしている中高生の利用拡大を図る必要があります。

方針と計画	施 策
○乳幼児の図書館利用のきっかけ作りとして、乳児検診時に図書館で作った絵本のパンフレットを配布し、また、各児童館等へお話し会のチラシの配布等を行います。 ○毎週土曜日午後のボランティア3団体によるお話し会、おたのしみ会、キッズデー・キッズタイムなどの各種イベントを実施することにより、子どもの読書習慣を身につける手助けを図ります。	○乳幼児の読書習慣の推進 ○お話し会の充実、広報の推進 ○土曜お話し会、お楽しみ会の充実 ○キッズタイム・キッズデーの実施

(4) 利用者拡大の推進

図書館事業の充実と魅力ある蔵書構成に努めると共に、図書館利用に不便な地域の市民や、高齢者のため、団体貸出を積極的に活用するなど、利用者の拡大を図っていきます。

方針と計画	施 策
○図書館利用者の拡大を目指し、貸出冊数、貸出人数を数値目標として毎年設定し、その目標達成に向け、努力していきます。	◎図書館事業の充実 ○夏休み中の自由研究相談会の開催 ○1日図書館員の実施 ◎市民文化の向上 ○読書週間催事の充実 ○郷土資料の展示の推進 ◎市民参加の図書館運営の推進 ○図書館ボランティアの推進 ○職場体験受け入れの推進 ○雑誌スポンサー制度の導入 ◎情報提供のための環境づくり ○ホームページ活用による情報提供 ○リファレンスサービスの推進

2 結城豊太郎記念館の充実

結城豊太郎記念館は、南陽市が生んだ偉人結城豊太郎先生の遺品や収蔵品の展示を通し、遺徳を顕彰しその功績を広く市内外の人々に理解してもらうとともに、その生き方に学び地域の活性化や小中学生や青年の未来を育む力を培う場とすることを目的とした施設です。

施設の利用者や入館者の拡大を図るため、これまでの伝統を尊重しながら、施設のねらいに沿った幅広い世代を超えた多様な事業を展開し、開かれた施設として有効かつ効率的な運営を図っていきます。(平成27年度年間入館者数2,681人)。

方針と計画	施策
○「来てよかった、また来たい」施設として、来館者が結城豊太郎先生の遺徳に学び、生き方や地域づくりを考える場であるとともに、地域の歴史や文化、地域理解を学ぶ文化施設としての充実を図り、平成32年度までの目標年間入館者数を4,000人と設定し、その達成を目指します。 ○臨雲文庫を、幼児から高齢者の生涯学習の活用に供し、利用の拡大を図ります。	◎「結城豊太郎記念館だより」の毎月発行 ○ホームページやブログ、市報による情報発信 ○利用案内や事業のポスター、チラシ発行 ◎企画展示事業の活用拡大 ○南陽市出身の文化人作品展 ◎結城豊太郎記念館まつりの開催(年4回) ○親子で学ぶ土曜自由塾 ◎臨雲文庫活用 ○こども論語塾 ◎結城豊太郎先生顕彰事業 ◎地域との連携 ○結城豊太郎先生顕彰活動推進員との連携 ○結城豊太郎記念館サポーター(ボランティア)の養成

第4節 スポーツの推進

スポーツは、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足をもたらし、さらには、体力の向上や、ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するもので、人生をより豊かで充実したものにします。特に、高齢化の急激な進展や、生活の中での運動量の減少等が危惧される中、生涯にわたりスポーツに親しむことができる「豊かな地域社会を実現する」ことは大きな意義があります。あわせて、スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、市民に夢や感動を与え、活力ある健全な地域社会の形成にも大きく貢献することから、各種スポーツ関連事業を推進します。

1 スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり

スポーツは、競技、健康づくり、レクリエーションなど、多様な楽しみ方があります。少子高齢化社会を迎え、生涯にわたり健康で生きがいのある人生を送るために、スポーツを生活の中に位置づけ、充実したスポーツライフを楽しむことが大切です。誰もが年齢や体力、技術レベル、目的に応じ、身近な場所で多様なスポーツ活動ができる環境の整備に取り組みます。また、「するスポーツ」はもとより、スポーツ観戦などの「観るスポーツ」、審判員や指導者、クラブ運営などの「支えるスポーツ」といった様々な関わりの中から、イベントの開催や各スポーツ団体の育成・支援及び活動状況等、的確なスポーツ情報を提供することにより、市民がスポーツへの多様な関わりが可能になる環境整備を促進します。

(1) 総合型地域スポーツクラブの拡充

市民の充実した生活や健康づくりには、スポーツ活動への意識やスポーツ実施率を高めていくことが重要です。

そのためには、各地域において子どもから高齢者、身体に障がいのある方も含めてさまざまなスポーツを愛好する人々が、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの支援体制の整備・充実が急務となっています。

本市においては、地域住民のスポーツ活動の受け皿である総合型地域スポーツクラブは、2クラブが設立されています。（平成28年4月現在）。

方針と計画	施策
○総合型地域スポーツクラブの意義や効果についての啓発に努めます。 ○市内で活動する2クラブへの支援の継続及び新たなクラブの設立・育成を目指します。	◎スポーツ団体ネットワーク構築事業 ◎推進体制の強化・充実 ○総合型地域スポーツクラブの育成支援 ○スポーツ団体等の育成支援

(2) 生涯スポーツを支える指導者の養成と活用

市民の多様なスポーツニーズに応えるためには、指導者の発掘、養成、活用が欠かせません。

スポーツ推進委員、地区体育推進員、体育協会、スポーツ少年団及び関係団体での指導者の養成と活用、総合型地域スポーツクラブにおけるクラブマネージャーの養成が課題です。

方針と計画	施策
○市民が気軽にスポーツに親しむために、誰もが、いつでも、どこでも気軽に楽しめる生涯スポーツを支える指導者を養成するとともに、地域の生涯スポーツの振興を図る役割を担うスポーツ推進委員に対して研修機会を提供し、指導者の資質向上を図ります。 ○学校の運動部活動と地域のスポーツ団体（体育協会・スポーツ少年団等）との連携を促進していくために、「スポーツ指導者研修会」を開催するなど少年スポーツ指導者の資質向上を図ります。	◎指導者の育成・確保 ○資質向上の研修機会の充実 ○スポーツ指導者の確保 ○指導者登録制度の検討

(3) 市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備及び計画的な改修

市民が安心してスポーツを楽しむためには、快適なスポーツ環境が必要です。本市は、南陽市民体育館をはじめ、向山公園野球場・ソフトボール球場、武道館、総合公園などを、身近なスポーツ施設として整備を進めてきました。

しかしながら、一部の施設で老朽化が進んでいる施設もあり、利用者の安全性の確保や利便性の向上のため、計画的な改修・整備が必要です。

方針と計画	施策
○市内スポーツ施設の計画的な修繕を図ります。 ○備品やトレーニング設備の充実に努めます。	◎市内スポーツ施設の機能強化 ○指定管理者制度の活用 ○トレーニングに必要な設備の充実 ◎スポーツトレーニング環境・施設の整備充実 ○体育館施設の利用促進 ○中央花公園広場の整備・充実 ○向山公園の整備・充実

(4) スポーツ施設のサービスの向上

現在、市内体育施設とライフル射撃場の管理運営については、社団法人南陽市体育協会と山形県ライフル射撃協会に指定管理業務を委託しています。

市民の多様なスポーツニーズに応え、気軽に施設を利用できるよう、指定管理先と連携し、サービス向上に努めます。

方針と計画	施策
○各施設の特徴を活かし、多様なスポーツニーズに対応していくために、職員研修の開催を支援します。 ○利用者の交流・ふれあいを大切にした生涯学習の場となるような環境整備に努めていきます。	◎スポーツニーズに対応するサービスの向上 ○施設職員による資質の向上 ○トップアスリートの技が近くで見られるイベントの開催 ○専門的技術を持ったスタッフによる効率的な運営の推進 ◎スポーツ教室などの充実 ○スポーツによる交流イベントの促進

(5) スポーツ情報環境の整備・充実

市民が主体的にスポーツ活動に取り組むために、スポーツの情報を総合的に提供するホームページを開設していますが、よりスポーツに関する様々な情報を容易に入手できる環境づくりの整備が大切です。

方針と計画	施策
○多様化するスポーツニーズに対応するために、スポーツ行事、体育施設、指導者、総合型地域スポーツクラブなどに関するスポーツ情報をホームページに集約し、効果的な情報の提供を推進します。 ○地域住民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に積極的に結びつくような情報が提供できるよう、市報等広報誌の充実に努めます。 また、市民のニーズに応じた情報が提供できるよう、スポーツ団体との連携を図り、情報の共有化、ネットワーク化に努めます。	◎情報提供の充実 ○ホームページによる的確なスポーツ情報の提供 ○市報等広報誌への情報提供の充実 ○スポーツ団体との情報の共有化、ネットワーク化の推進

(6) スポーツ交流の推進

スポーツを通じて親子や仲間、地域はもとより、様々な世代との交流を推進できるスポーツ活動の場の確保と、各競技団体が行う交流大会等を支援し、互いの競技力の向上を図ることが必要です。

方針と計画	施策
○親子や家族で楽しめるイベントや、子どもから高齢者まで多世代の参加者を対象としたイベントなどを通して、親子や世代間の交流を推進します。	◎交流イベントの充実 ○市外向けのスポーツ交流イベント充実 ○南陽さわやかワインマラソン大会の開催 ◎市内向けスポーツ交流イベント ○スポーツ・レクリエーション大会、市民なわとび大会、市民カローリング大会、地域のスポーツ交流イベント、各地区市民大運動会等の開催

2 健全な心身を育み、活力を生む生涯スポーツの推進

スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促し、自己責任や克己心、フェアプレイの精神、また仲間や指導者との交流を通じたコミュニケーション能力や、豊かな心と他人に対する思いやりを育み、さらに、多様な価値観を認めあう場として、青少年の健全育成に必要不可欠なものです。

地域における各スポーツ少年団活動の柔軟な運営を通じた適切な連携により、体を使った遊びや運動、スポーツとの関わりを通して、たくましい心や社会性を育みます。

(1) 子どもの体力向上

子どもたちの体格は向上しているものの、体力は低下する傾向が続いています。運動について好悪の二極化が進んでおり、あわせて子どもの生活習慣の乱れ（朝食の欠食、遅い就寝・起床時刻、不定期的な排便など）が影響していると言われています。子どもたちが体を動かす楽しさを味わい、進んで運動に取り組もうとする運動習慣づくりを進め、体力と基本的な生活習慣を総合的にとらえて、体力向上対策を進める必要があります。

方針と計画	施策
○幼稚園や小学校等の教員を対象にした研修会の開催を支援します。 ○関係団体と連携して、親子で運動に親しむ機会の提供を行います。 ○家庭・学校・地域社会での子どもの体力向上を推進します。 ○子どもの興味・関心に応じて、複数の種目に取り組むことができる総合的なスポーツ活動の充実を図ります。	◎スポーツ活動の活性化と教室の開催 ○子どものスポーツ活動の活性化 ○子ども向けのスポーツ教室の開催

(2) 運動部活動等の活性化

部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら計画的に実施されており、多くの生徒は運動部活動に大きな関心を寄せ、教師や保護者も部活動の教育的価値を認めています。また、小学校においては、スポーツ少年団、地域の組織、保護者会など地域社会に主体をおいたスポーツクラブ組織を中心に活動が展開されています。

これらの活動は、生涯にわたってスポーツに親しむことへのきっかけになることから、児童生徒が充実した活動ができるように、活動環境の整備と指導者の確保及び資質の向上を一層図ることが必要です。

方針と計画	施策
○生徒の自主的・自発的な運動部活動となるような運営及び発達段階に応じた適切な指導に努めます。 ○部活動指導者を対象とした種目別指導者研修会を実施し指導力向上を図り、総合型地域スポーツクラブとの連携を進めます。	◎生涯スポーツの入門期の充実 ○適切な部活動の推進 ○種目別指導者研修会 ○部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携推進

(3) 地域と連携した児童生徒のスポーツ活動の推進

地域における児童生徒のスポーツ活動の現状については、家庭や地域社会で過ごす時間の比重が高まり、児童生徒の地域社会においての活動も年々増加しています。

小学校では、スポーツ活動の場が、学校から地域のスポーツ少年団やスポーツクラブ等

に移りました。中学校においても、担当教員のみによる部活動指導から、地域の指導者を加えての指導体制が増えつつあります。

児童生徒のスポーツ活動が学校での活動だけにとどまることのないよう、学校と地域がともに連携を図りあらゆる機会を通してスポーツに親しむ児童生徒の育成を図っていくことが必要です。

方針と計画	施策
○教職員も指導者として積極的に地域でのスポーツ活動に参加し、地域スポーツ関係者との情報交換を行いながら、学校と地域との連携が図られるよう努めます。 ○子どもたちが生き生きと活動できる環境整備に努め「総合型地域スポーツクラブ」への参加を推進します。	○教職員の地域スポーツへの連携促進 ○地域と学校とのスポーツによる連携推進 ○総合型地域スポーツクラブへの参加促進

(4) 高齢者のスポーツ振興

定期的な身体活動は、健康的な加齢に寄与し身体的効果だけでなく認知機能低下やうつ症状の防止などにも効果があるとされています。また、スポーツ活動に取り組むことは、健康・体力づくりだけでなく、高齢者の生きがい作りに有効な手段です。

市民体育館や中央花公園グランドゴルフ場などのスポーツ施設が多くの高齢者に利用されていますが、一方では、交通手段がないなどの理由でスポーツ活動が制限されている高齢者も多くいることから、身近な場所でスポーツに親しむことのできる環境の整備が求められています。

方針と計画	施策
○誰もがスポーツ活動に参加できるようなプログラムの検討や環境の整備に努めます。 ○福祉・健康部門との連携を図り、年齢や体力に対応したトレーニングプログラムの作成に努めます。 ○高齢者も気軽に参加できるような環境を整備し、スポーツ・レクリエーション大会やイベントの開催に取り組みます。	◎高齢者向けのスポーツ機会の提供 ○軽スポーツ出前教室の実施 ○高齢者対象のスポーツ大会等の開催 ○高齢者のスポーツ・レクリエーション大会やイベント参加の推進

(5) スポーツ・レクリエーション活動を楽しむ場

スポーツ関係団体と連携したスポーツ・レクリエーション大会や、市民体育館におけるスポーツ教室の開催、ニュースポーツ用具の貸出しなどを行い、スポーツを気軽に楽しめる機会を提供しています。「スポーツ・レクリエーション大会」については、子どもから高齢者や身体に障がいのある方も含めて、できるだけ多くの市民が参加できるよう参加資格や開催種目等についての検討をすすめます。

方針と計画	施策
○多くの人がそれぞれの年齢や体力、技術レベル、目的に応じて、スポーツやレクリエーション活動に参加できる機会がさらに増えるよう、各スポーツ団体の育成や活動の支援に努めます。 ○より多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動を体験し楽しめるよう、開催種目などスポーツ団体等と調整を図りながら、「スポーツ・レクリエーション大会」を開催し、市民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起していくよう努めます。	◎各スポーツ団体の育成や活動の支援 ○スポーツ・レクリエーション大会の開催と参加意欲の喚起 ○障がい者スポーツ・レクリエーション活動の推進（福祉部門との連携）

(6) ニュースポーツの普及促進及び推進

ニュースポーツは、誰もが参加できる気軽さや楽しさから、近年急速に普及しています。市内においても、ソフトバレーボールやグラウンドゴルフなどの種目が盛んに取り組まれています。

ニュースポーツと呼ばれる種目は、子どもから高齢者まで年齢や性別を問わず誰でも取り組み易いことから、その紹介と普及促進に努めます。

方針と計画	施策
○気軽に参加できるイベントや大会の開催、スポーツ推進委員等との連携によるニュースポーツの紹介・普及活動を支援するとともに、ニュースポーツ用具・器具の充実を図ります。	◎ニュースポーツの普及促進 ○ニュースポーツのイベントや大会の開催 ○ニュースポーツの紹介・普及活動の支援 ○用具・器具の充実支援

3 互いの力を高め合う競技スポーツの振興

運動能力に優れたアスリートが、自らの技能を最大限に極め、それを競技大会において発揮し結果を残すことは、次代を担う若手アスリートにとって良い刺激と競技力の向上につながります。

特に、国体などの全国大会の成績は、本市の競技力を向上させる発奮材料にもなり、郷土選手の活躍は、市民に元気を与え、子どもたちに夢と希望を抱かせ、スポーツへの関心や興味を高めます。それらを契機に、計画的な選手強化やジュニアからの一貫指導体制を確立することにより、本市の競技力の向上に資するものとなります。

(1) 競技スポーツの振興

近年の各競技における地元選手の活躍は目覚ましいものがあり、東北・全国大会に多くの選手が出場し、活躍しています。現在、東北・全国大会や国際大会に出場する選手の参加経費の一部を補助する他、優秀な競技成績を収めた人にスポーツ功労者表彰を行っています。

その反面、少子化に伴いスポーツ少年団員が減少し、活動にも影響が出ており、また、指導者の確保も難しい状況となっています。

方針と計画	施策
○優れた素質を持つジュニア期の選手に対して競技の特性や発達段階に応じた最適な指導を実施する各競技団体への支援に努めます。 ○一貫指導システムの意義や競技ごとの競技者育成プログラムについて、普及啓発活動に努めます。 ○競技人口が比較的少ない種目について、総合型地域スポーツクラブ等で活動できるよう支援に努めます。	◎競技スポーツ人口の増加促進 ○競技者育成プログラムの実施支援 ○学校、地域の指導者への研修と普及活動支援 ○学校部活動外スポーツの支援、充実

(2) 競技力の向上と指導者の育成

競技力向上のためには、ジュニア期において優れた素質を持つ人材の発掘が必要です。

優れた素質を持つ人材を早期に発掘し、ジュニア期から成年期まで一貫した指導を行うことができる体制づくりが必要です。また、ジュニア期においては、子どもたちに夢を持たせる指導も大切です。

また、競技力を支える指導者として、学校運動部活動指導者である教員の指導力に頼るところが非常に大きい現状であり、少子化に伴う教員採用枠の減少と、指導経験の不足や指導者の高齢化が指摘されています。優秀な指導者の養成・確保は極めて重要な課題です。

方針と計画	施策
○高い指導力を有した指導者の育成と競技力向上対策事業の充実を図ります。 ○各競技団体が行う講習会や強化事業等を支援していきます。 ○本市縁のトップアスリート等による指導機会の確保について積極的に取り組みます。 ○日本体育協会公認スポーツ指導者の資格取得を推進するなど、指導者を支える指導者の育成を図ります。	◎高い指導力を持ったスポーツ指導者の育成 ◎体育協会加盟団体主催の講習会、強化事業等の支援 ◎トップアスリート等による指導機会の確保 ○高い技術に触れる機会の充実事業 ◎日本体育協会公認スポーツ指導者資格の取得推進 ○トップアスリートの育成・強化

(3) ハイレベルな試合の誘致・開催

プロスポーツやハイレベルなアマチュア競技に、市民が触れる機会が少ない現状にあるため、それらの機会の創出に努めます。

方針と計画	施策
○優れたアスリートたちを間近に観戦し、夢と感動を与えるようなスポーツ大会の開催を関係団体と連携して取り組みます。 ○トップアスリートと市民が触れ合い交流できる機会を設けます。 ○地域密着型のプロスポーツチーム等の活動支援により、スポーツの振興はもとより地域の活性化につながるよう努めます。	◎プロスポーツやハイレベルなアマチュア競技に市民が触れる機会の拡充 ◎トップアスリートとの交流機会の充実 ◎地域密着型のプロチームへの活動支援 ○高い技術に触れる機会の充実事業

(4) スポーツ顕彰制度の充実

市や社団法人南陽市体育協会では、各競技種目の全国大会等出場者への激励金の支給と全国高校総体や国民体育大会等に出場する選手の激励会を開催しています。また、東北大会・全国大会や国際大会で優秀な成績をあげた選手や、スポーツの普及発展に貢献した方に対しては体育表彰を行っています。

方針と計画	施策
○各競技団体等が主催する競技会などの開催を支援します。 ○優秀な成績を収めた選手等を顕彰し、競技に対する意欲を喚起します。これらの取り組みを継続、充実し、選手や指導者の功績をたたえることで、競技者の励みとなるように努めます。また、これらの表彰や激励会等をホームページや報道機関等へ積極的に情報発信することで市民への周知を図ります。	◎優秀な成績をおさめた選手や指導者への功績をたたえる顕彰制度の充実 ◎競技会の結果や取り組み等の情報発信の推進

第5節 文化の推進

市民が充実した生活を送るためには、文化芸術活動に親しむ市民を増やすことが重要です。そのためには、文化芸術活動への市民の意識を高めていくと共に、いつでも、どこでも気軽に文化活動に親しむことができるような環境づくりが大切です。

1 文化環境の整備・充実

市民の文化的活動を支え、質の高い文化芸術に触れられる施設である南陽市文化会館が平成27年に完成したことから、文化会館と連携をはかり、市民の文化芸術に対する意識向上に努めます。

(1) 質の高い文化芸術に触れ合う機会の充実

本市の文化活動を支えていく人材の育成を図っていきます。また、質の高い文化芸術に触れあう機会の提供に努めます。

方針と計画	施策
○市民の文化芸術活動の拠点施設であり、市民に質の高い文化芸術作品を提供する文化会館を積極的に活用し、市民の文化活動を支援します。 ○これからの芸術文化活動を担う人材育成を図っていきます。 ○既存の文化的施設との位置づけを明確にしながら、それぞれの情報を一元的に集約し発信していきます。	◎文化会館の自主事業への協力 ◎芸術文化活動を担っていく人材育成 ○体験学習をサポートする人材の育成 ◎文化的施設の位置づけの明確化

(2) 気軽に楽しむことのできる環境の整備と市民の文化活動の活性化

市民を対象とした文化芸術の講座を開催し、気軽に触れられる機会の提供と交流の場を確保します。また、南陽市芸術文化協会の活動支援と文化活動を行っている市民とのネットワーク化に努めます。

方針と計画	施策
○市が主催する講座を定期的で開催し、伝統的な文化に親しむ機会や、新しい文化芸術部門への入門講座等を提供することにより、市民の文化活動への支援を行います。 ○市民が気軽に利用できるギャラリーやサロンの設置を推進します。 ○文化団体のネットワーク化の促進を図ります。 ○えくぼ絵画展は第30回(平成33年度)を記念大会と位置づけ、企画・検討をすすめます。	◎市主催講座の定期開催と伝統文化に親しむ機会の拡充 ◎市民の文化活動への支援充実 ○ギャラリーやサロンの設置推進 ○南陽市芸術文化協会運営への支援 ○えくぼ絵画展の充実

(3) 文化芸術に係る情報の発信

市内の文化芸術に係る情報を共有し、市報や市のホームページ等を活用して情報の一元化を図る必要があります。

方針と計画	施策
○文化芸術に係る団体や事業等の情報の一元化を行い、その情報をホームページやその他媒体を使用して文化情報の提供を行います。また、市内にある民間のギャラリーも含めた市内のギャラリー情報を発信し、市内各施設、駅、病院、スーパーマーケット等へ、毎月、文化情報を提供するスペースを設けます。 また、市報に定期的に文化芸術の情報提供のコーナーを設けます。	◎文化芸術情報の一元化と情報提供の推進 ◎市内のギャラリー情報の提供 ◎市報への文化芸術情報の掲載確保

(4) 文化芸術を創造する人材の育成

文化芸術を楽しむ市民を育成するためには、幼少期からの文化芸術に親しむ機会の拡大や、学校教育と連携を図る必要があります。文化芸術に親しむ市民の醸成と文化活動を行っている市民の高齢化への対策が必要です。

方針と計画	施策
○えくぼ絵画展幼児の部の開設や学校における文化部活動の支援、「市こども芸術祭」の開催など、学校教育や地域と連携を図りながら取り組みの強化を図ります。 ○退職後の世代を対象にした、文化芸術に触れる機会の創出に努めます。 ○市芸術文化協会加盟団体が開催する市民向けの講座等への支援を行います。	◎幼少期から学童期にかけての文化芸術体験の促進 ◎絵画・書道の地域と学校教育との連携・充実 ○市民の文化芸術に触れる機会の創造 ○えくぼ絵画展の幼児の部の拡充 ○市民向け文化芸術講座の充実・支援 ○市こども芸術祭の継続開催

(5) 夕鶴の里の活動の充実

夕鶴の里は平成5年に開館し平成30年には開館25周年を迎えます。展示内容も開館当時のままであり、また、当時は全国で唯一の民話の口演を聞くことができる施設でしたが、現在では類似施設が増えてきています。夕鶴の里資料館の展示内容の見直し、施設運営の在り方の検討及び人材の育成が必要です。

方針と計画	施策
○夕鶴の里の常設展示の内容について、かつて栄えた「養蚕・製糸業」やその関連資料とともに、「民話・昔話」についての資料	○夕鶴の里の常設展示の充実 ○体験学習事業の開催 ○来館者への啓蒙活動の充実

の収集や、「養蚕・製糸業」についても調査を行い、展示替えに向けての準備を行います。 ○年間２回程度の企画展とそれに伴う調査事業の実施、展示の内容にかかわる体験学習事業の開催や各種講座を開催し来館者への啓蒙活動を行います。 ○民話の「語り」文化の情報の発信施設として、平成３０年には開館２５年を迎えるため、全国的な民話に関するイベントを開催します。	○民話の「語り」文化の情報発信の充実 ○開館２５周年事業への企画推進 ○夕鶴の里情報発信機能の強化事業
--	--

２ 地域文化の振興（ふるさと教育の推進）

市内各地域に伝承され受け継がれてきた文化は人々の強い結びつきをつくり、郷土愛とにぎわいを育み人情や風土をつくり上げ、穏やかで住みやすい地域社会の基盤となってきました。

これまで、本市の伝統文化は、それを守り伝える様々な活動によって保存継承されてきました。地域の生活に根付かせ、賑わいにつなげ、郷土に誇りを持ち続けていくためにも地域の宝として大切に保存し、活用の方策を立て市民に広く伝えていくことが必要です。そのためには、こうした活動や取り組みを育成、支援し、伝統文化に触れる機会を充実させていくことをはじめ、積極的な普及活動を行っていくことが求められます。

(1) 地域文化の学習と定着化

地域文化について市民を対象とした学習機会の確保と各種情報の周知が必要です。

方針と計画	施策
○毎年テーマを決めて資料を収集します。 ○映像による郷土学習資料の作成を推進します。 ○南陽市出身の偉人に関する資料収集と偉人に関する副読本を作成し、より多くの市民に南陽出身の方々の業績に触れられるように整備を進めます。	○テーマ別関連資料の収集整備 ○映像による郷土学習資料の作成 ○南陽市出身の偉人に関する資料の整備 ○情報発信の充実 ○偉人に関する副読本の制作

(2) 民話の語りの伝承

夕鶴の里は、民話「鶴の恩返し」を開山縁起として伝える「鶴布山珍藏寺」のそばにあり、語り伝えられている「民話」の伝承を絶やすことなく後世に残していくための活動を行っています。その中心となっているのは、民話会ゆうづると夕鶴の里友の会です。

「語り部養成講座」を毎年開催し、その卒業生が中心となって地区ごとの語り部の会も創設されており、夕鶴の里は中心的な役割を果たしています。

「民話まつり」と「語り部養成講座」は１７回、「語り駅伝」は１４回を数えており、毎年の恒例行事となっています。中でも、語り部養成講座は出前講座も行っており、市内の小学校では、中川小学校と漆山小学校が授業の中で取り組んでいます。

語り部養成講座は、平成２８年度で１７回を数えていますが、地元の参加者が少なくなってきたおり、特に小学生の参加が難しい状況となっています。

方針と計画	施策
○大人と子ども向けの語りの養成講座の継続的な開催と、学校教育と連携した学校ごとの語り部養成講座を実施します。 また、学習した民話の語りを、夕鶴の里だけではなく、他施設で開催されるイベントの際にも披露できるよう「語りの場」を広く求めています。	○大人と子ども向けの語りの養成講座の継続的な開催 ○学校ごとの語り部養成講座の実施 ○他施設での「語りの場」の展開推進 ○民話の保存継承事業

(3) 南陽市史編さん事業の拡充

過去から現在に至る本市の変遷の姿を記録し後世に残していくことや、貴重な文献及び資料の調査収集を今後も継続して行う必要があります。現在は、寄贈いただいた貴重な歴史的文化資料について毎年一冊の編集資料（１８０部）を発行しています。

市史編さん事業としては、南陽市史編集資料を、昭和６３年から平成７年まで、別編として考古編、民俗編、本編として上・中・下巻、別編年表写真で見る南陽市史の６冊発行しています。

今後の課題として、歴史的文化資料の保管場所の確保や、南陽市史の販売の推進、また、南陽市史発刊以降に新発見された新たな資料や、合併以前の町村についてまとめる必要があります。

方針と計画	施策
○『南陽市史編さん資料』を継続発行し、残された貴重な資料の整理、保管を行いながら、新たな「南陽市史」の編集の検討を行います。 ○大きな活字の読みやすく内容的にも親しみやすい「南陽市の歴史」の編集、発行の検討等、市民ニーズに応えることのできる情報の提供を目指します。 ○古文書資料への興味関心を高めるため「古文書解読入門講座」を継続実施していきます。	○南陽市史編さん資料の継続発行 ○残された貴重な資料の整理、保管 ○新たな「南陽市史」の編集の検討 ○「古文書解読入門講座」を継続実施 ○市史編集資料出版・販売事業

(4) 地域文化の掘り起し、調査活動

地域の伝統文化についての調査等については、市史編さん事業や夕鶴の里、結城豊太郎記念館の展示などに基づく調査にゆだねられています。調査活動をする人材の不足、またそれぞれの地域で保管されている、歴史資料の散逸や紛失などが課題となっています。

方針と計画	施策
○調査活動を行う人材を育成し、活動組織を立ち上げ組織化するとともに、地域ごとの歴史、民俗資料の調査活動により資料の掌握に努めながら保存収集を推進します。	○調査活動への人材育成 ○地域の歴史、民俗資料の調査活動の推進 ○資料政策と保存収集の推進

3 地域文化財の継承

文化財は、地域の歴史や祖先の生活・文化を伝えると共に、生活に必要な精神的充足感を生み出だし、郷土愛、ひいては市民としての自覚や誇りの基礎となるものです。

市民の理解と協力を得ながら、地域に残る文化財の調査と保護を図り、生涯学習や観光などの資源としての活用も検討しながら、文化財がより親しまれ、地域文化が継承されるような環境を作っていきます。

(1) 文化財の調査と指定及び保護保存活動

市内にある文化財の調査と指定は文化財保護の基本であり、文化財継承の上でも重要です。指定された文化財は、市民の理解と協力を得ながら、適切な保護と管理に努める必要があります。また、今後も引き続き、文化財の所在、及びその価値についての調査を進めます。

文化財については、原則的に所有者が管理をすることになっていますが、近年は所有者の高齢化や不在といったことが喫緊の課題となっています。

方針と計画	施策
○指定文化財の現況調査、未指定文化財の調査をすすめると共に、現在指定されている文化財についての管理体制の見直しを行います。 ○市内の文化財について啓蒙活動を行い、市民の文化財愛護意識の醸成を図りながら、地域の文化財は地域で守るという意識づけと、地区ごとの文化財保護団体の育成を図っていきます。	○指定文化財の管理体制の充実と見直し ○未指定文化財の調査と指定推進 ○市内文化財への啓蒙活動の推進 ○文化財愛護意識の醸成 ○地区毎の文化財保護活動の推奨と組織化 ○新たに登録文化財制度の策定検討

(2) 埋蔵文化財の調査などによる保護

遺跡の広がりや性格等を把握する分布調査を継続的に行いながら、開発行為等が必要がある場合に試掘調査や発掘調査等の埋蔵文化財保護のための調査を実施しています。埋蔵文化財に係る専門性を有した職員を育成することと、埋蔵文化財に係る出土遺物の有効活用を図り、市民がより親しめる事業等の実施が必要です。

方針と計画	施策
○埋蔵文化財調査報告書の作成及び出土遺物の適正保管、既存埋蔵文化財の関連資料の活用を進め、市民への周知及び関連事業を展開します。また、調査事業を計画的に進め、埋蔵文化財専門担当職員の育成に配慮します。	○文化財指定のための調査 ○史跡看板の整備・更新 ○展示機会の拡充 ○埋文研究資料館の整備 ○調査体制の維持

(3) 文化財の活用と愛護意識の育成

文化財は生涯学習や観光面での活用も考えられますが、十分に活用がはかられていない現状にあります。

方針と計画	施策
○市内一斉に整備された文化財看板の更新を行いながら、市民向けの各種啓蒙事業を開催します。 ○国指定史跡の稲荷森古墳、県指定、市指定の文化財については、教育面や観光面で活用が不十分であるため、連携を図り、文化財を活用した体験学習の開催と資料の提供を行います。 ○無形民俗文化財については、小学校における体験学習等の実績を踏まえ、さらに継承保存に努めます。	○文化財看板の更新 ○市民向けの各種啓蒙事業の実施。 ○国、県及び市指定文化財の活用推進 ○文化財を活用した体験学習の開催

第5次南陽市総合計画 後期計画との対応

第5次南陽市総合計画 後期計画 教育のまちづくり	第五次南陽市教育振興計画 後期計画（各論） 第2章 学校教育の推進
市民一人ひとりが自発的・主体的に学び、 地域を豊かにする教育日本一のまちづくり 1) 国際的な視野をもつたくましい人づくり ① 多文化共生の視点に立った国際化教育の推進 ●国際理解を深める多言語交流の促進 ●外国青年招致事業(外国語指導助手) ●中国南陽市交流事業 ② 心豊かな児童・生徒の育成 ●第五次南陽市教育振興計画策定(後期計画) ●全国学力・学習状況調査実施事業 ●私立幼稚園研修振興事業 ●特色ある学校経営事業 ③ 創造性に富んだ人材育成 ●幼保小中一貫教育事業 ●学習支援員配置事業 ●ジュニアサイエンティストプログラム事業 ●須藤克三賞開催事業 ●南陽市中学生地域間交流セミナー事業 ④ 小・中学校等の教育環境の整備 ●学校施設等の計画的な修繕・整備 ●情報教育用P C整備事業 2) 生涯にわたり人を思いやる徳育の向上 ① 啓発的体験活動の推進 ●やまがた緑環境交付事業（農林） ●学校支援地域本部事業（社会教育） ② 「知・徳・体」教育の実践 ●中学校連合運動会事業 ●小中学生議会開催事業 ●体験学習の充実	第1節 学校教育の充実 1 本市教育目標の明確化と具現化 2 地域総合型教育の推進 3 確かな学力の育成 4 信頼される学校づくりの推進 5 国際化教育と理数教育の充実 第2節 幼児期の教育の充実 1 幼児期における教育環境整備 2 子育て支援のネットワークの幅広い構築 3 幼児期の教育内容の改善 4 幼児期の教育の具体的な推進 5 幼児に関する教育相談等への対応 6 幼児期の教育の充実と教職員の資質の向上 第3節 小中学校教育の充実 1 確かな学力の定着のために 2 きめ細やかな指導の充実 3 特別支援教育の充実 4 幼保小中一貫教育のねらい 5 南陽市の教育を考える場の設置 6 規範意識や公共性の一層の醸成 7 学校教育と家庭教育の連携強化 8 学校教育と青年教育のつながり 9 安全教育の徹底 第4節 教育環境の整備 1 小中学校の適正配置と学区の編成 2 防災対策及び安全管理の充実 3 情報機器及びネットワークの整備充実と情報教育の推進 4 学校施設の整備と社会教育への供用 5 学校給食の整備充実 第5節 教職員の資質向上 1 学校研究の充実と活性化 2 南陽市教育指導員制度の充実 3 教育研究所（小中教育研究会）の充実発展 4 高等学校及び大学等との連携 ※詳細は「五教振」各論 P3-35 を参照

第5次南陽市総合計画 後期計画 教育のまちづくり	第五次南陽市教育振興計画 後期計画（各論） 第3章 生涯学習の推進
3) スポーツ交流の推進 ① スポーツ環境の充実 ● 体育施設利用促進事業(指定管理委託) ● スポーツトレーニング環境・施設の整備充実事業 ② 競技スポーツの振興 ● 中央花公園広場整備事業 ● 向山公園整備事業 ● 高い技術に触れる機会の充実事業 ● 地域スポーツクラブ・スポーツ団体等の育成支援 ③ 生涯健康スポーツの推進 ● 地域スポーツクラブ等の育成支援 ● 生涯健康スポーツ機会の充実 4) ふるさと教育の推進 ① 地域PRの推進 ● 東京南陽会記念事業（ふるさと南陽のつどい参加事業） ● Uターン等交流促進事業 ② 郷土愛を深める文化の継承発展 ● 市史編集資料出版・歴史資料保存事業 ● 民話の保存継承事業 ● 未来に伝える山形の宝事業 ③ 食育の充実 ● 地産地消推進事業 ● 食育計画の管理 ● 食農教育の充実 ④ 市民活動機会の拡充 ● 市民の文化活動の活性化事業 ⑤ 生涯学習による人づくり ● 市民大学講座開催事業 ● 生涯学習講座の充実 ● 山形ふるさと塾事業 5) 地域を活性化する実践的なまちづくり ① まちづくり参画の推進 ● 青年教育推進事業 ● 市民が主役の地方創生事業 ● 地域コミュニティ活動の活性化支援 ② 若者の交流推進 ● 結婚推進事業 ● なんよう未来塾講演事業 ③ 家庭教育の推進 ● 放課後子ども総合プラン推進事業 ● きらきら・EKUBOキッズ事業 ④ コミュニティの再生 ● 特色ある地域づくり交付金事業 ● コミュニティ助成事業 ● 地域集会施設整備事業 ⑤ 男女共同参画によるまちづくりの推進 ● 男女共同参画推進事業 ⑥ 地域文化の発信と文化交流の推進 ● 文化会館管理運営事業 ● 文化会館自主事業	第1節 社会教育の推進 1 生涯学習の推進 2 生涯学習施設の整備 3 家庭・地域の教育力向上と学習成果を活かした協働社会の構築 4 学習支援体制の整備 第2節 地域づくりの推進 1 地区公民館の機能強化 2 地域づくりの推進 3 結婚対策事業の推進 第3節 生涯学習関連施設の充実 1 市立図書館の充実 2 結城豊太郎記念館の充実 第4節 スポーツの推進 1 スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり 2 健全な心身を育み活力を生む生涯学習スポーツの推進 3 互いの力を高め合う競技スポーツの振興 第5節 文化の推進 1 文化環境の整備・充実 2 地域文化の振興（ふるさと教育の推進） 3 地域文化財の継承 ※詳細は「五教振」各論 P36-60 を参照

第5次南陽市総合計画 後期計画 産業のまちづくり	第五次南陽市教育振興計画 後期計画 産業の人づくりに関する施策 (各論の抜粋)
地域の活力を生み出す豊かな産業づくり 1) 地域資源を活かした新たな産業のブランド化 2) 意欲ある後継者の育成と雇用の確保 ① 農・商・工・観光の後継者の育成・支援 ●地域担い手育成総合支援事業 ●認定農業者育成確保推進事業 4) 中心市街地の商業活性化 ① 商店街活性化の支援 ●南陽市商店街活性化支援事業 ●商工会運営支援事業 5) ものづくりの開発力強化と情報発信 ② 都市間交流によるものづくり情報の相互発信 ●産学連携と学生の地域実践活動への支援 6) 付加価値の高い産業開発 ① 環境に配慮した産業団地計画の推進 ●産業団地整備事業 ●南陽市産業立地促進資金融資事業 ② 既存企業の活性化支援 ●商工振興融資保証信用補完事業 7) 環境にやさしい循環型社会 ③ 自然環境の保全・育成 ●企業の森づくり事業	◎国際的な視野で考える人材の育成 ●国際化教育の推進 ●外国青年招致事業 ●外国活動の推進（小学校） ●幼保小中一貫教育（外国語） ●OJT（On the Job Training）の実践 ●教育指導員制度の充実 ●高等学校や大学との連携 ◎ものづくりの伝統継承に取り組む人材の育成 ●理数教育の推進 ●技術立国日本を支える人材育成 ●理数科教員の専門性や資質向上 ●勤労観・職業観を育む指導 ●企業家教育の推進 ●キャリア教育の推進 ●職場体験学習の推進 ●大学、研究機関との連携 ◎食の伝統継承に取り組む人材の育成 ●食育・食農教育の推進 ●勤労生産学習の推進 ●いのちの尊さを学ぶ（徳育） ●地域の食文化の伝承

第5次南陽市総合計画 後期計画 健康のまちづくり	第五次南陽市教育振興計画 後期計画 健康の人づくりに関する施策 (各論の抜粋)
いきいきと多世代が交流できる健康づくり 1) 明るく元気な子を育む地域づくり ① 子育て支援サービスの充実 ●発達障がい児相談支援事業 ●ファミリーサポートセンター事業 ●3人っ子ハッピーサポート事業 ② 産み育てやすい環境づくりの推進 ●妊娠健康審査事業 ③ 子育てを応援する居住環境の充実 ●子育て応援定住交付金事業 他 2) 温泉を活かした健康増進プログラム 3) 健康体力づくり都市宣言の発展化 ① ころとからだの健康づくりの促進 ●年代や目的に応じた健康体力づくりの推進 ② 公民館を拠点とした健康活動の支援 ●介護予防教室開催事業 ●健康スポーツ講座等の開催支援 4) 地域コミュニティによる健康サポート 5) 定住を進める社会基盤の整備 6) 安心して生活しやすい環境づくり	◎いのちを守り育てる人材の育成 ●徳性・心の教育（徳育）の推進 ●教職員の危機管理能力の向上 ●危機管理マニュアルの運用 ◎安全安心に責任を持ち、行動できる人材の育成 ●危険予測・危険回避能力の充実 ●リスクマネジメントの推進 ●学校安全教育の推進 ◎健康づくりに主体的に取り組む市民の育成 ●スポーツ活動の活性化と教室の開催 ●運動部活動と地域スポーツ団体との連携促進 ●子どものスポーツ活動の活性化 ●高齢者向けのスポーツ機会の提供 ●スポーツ・レクリエーション大会の開催と参加意欲の喚起 ●ニュースポーツの普及促進 ●生涯スポーツの入門期の充実 ●健康教育の充実 ●総合型地域スポーツクラブの育成支援

卷 末 資 料

第 5 次南陽市教育振興計画（後期計画）策定

《策定に係る組織体制》

◇教育振興審議委員名簿

任期 平成 2 8 年 1 2 月 1 日～平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（2 ヶ年）

	氏 名	所 属	役 職	住 所	備 考
1	高橋 弘	市議会	副議長	南陽市下荻 3 5 3 - 1	
2	白鳥 雅巳	市議会	議 員	南陽市三間通 6 0 9 - 1	
3	小下 政彦	南陽市中学校長会	会 長	南陽市櫛塚 1 8 1 5	
4	星 俊之	南陽市小学校長会	会 長	南陽市宮内 3 4 1 5	
5	佐藤 誠志	南陽市 P T A 連合会	会 長	南陽市小岩沢 1 4 6 7 - 1	
6	平 光敏	有識者		南陽市櫛塚 1 8 7 9 - 2	

◇事務局員名簿

	役 職	氏 名	職 名	担 当	備 考
1	事務局長	安部史生	管理課長	学校管理部門	
2	事務局次長	板垣 健	学校教育課長	学校教育部門	
3	事務局次長	佐藤賢一	社会教育課長	社会教育部門	
4	事務局員	穀野敏彦	管理課課長補佐	学校管理専門委員 会議設定	
5	事務局員	大沼清隆	学校教育課長補佐	学校教育専門委員 庶 務	
6	事務局員	島貫正行	社会教育課長補佐	社会教育専門委員	
7	事務局員	角田朋行	社会教育課長補佐	社会教育専門委員	

《策定に係る経過》

- | | |
|-------------|---|
| ○答申原案の作成 | 平成 29 年 1 月 29 日（事務局・各専門部門） |
| ○第 1 回審議委員会 | 平成 29 年 2 月 14 日（火）15：00
諮問・委員委嘱・委員長選出・答申原案の提示 |
| ○第 2 回審議委員会 | 平成 29 年 2 月 27 日（月）15：00
答申（案）の審議・策定 |
| ○教育委員会 答申 | 平成 29 年 3 月 15 日（水） 教育長 |
| ○教育委員会 承認 | 平成 29 年 3 月 23 日（木）（定例教育委員会 議案） |
| ○市長報告 | 平成 29 年 3 月 24 日 |
| ○議会報告 協議会 | 平成 29 年 4 月 21 日 |
| ○後期計画 刊行 | 平成 29 年 4 月 （HP 掲載） |

(設置及び目的)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定により、南陽市教育振興計画の策定に関し教育委員会の諮問に應ずる機関を設け、南陽市教育の振興を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 この機関は、南陽市教育振興審議委員会(以下「審議委員会」という。)と称し、事務局を教育委員会内に置く。

(諮問事項)

第 3 条 審議委員会は、次の事項について教育委員会の諮問に應ずる。

- (1) 南陽市教育目標の策定及び教育研修の構想に関すること。
- (2) 南陽市教育機関の設置ならびに配置に関すること。
- (3) 南陽市教育機関の施設設備の充実に関すること。
- (4) その他教育振興に関すること。

(組織)

第 4 条 審議委員は、30 名以内とし、次にかかげる中から教育委員会が委嘱する

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のあるもの
- (3) 各種団体に関係あるもの
- (4) 教育及び行政機関の職員

(委員長及び副委員長の選出)

第 5 条 審議委員会は、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。

(任務)

第 6 条 委員長は、審議委員会を総理し、代表する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第 7 条 審議委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は残任期間とする。

(会議)

第 8 条 審議委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、審議委員会の議長となる。

3 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の任務)

第 9 条 事務は、教育委員会の事務局が担当し、会の運営に必要な庶務を処理する

(運営)

第 10 条 審議委員会の運営に必要な事項は、別規程によって定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○南陽市教育振興審議委員会の運営に関する規程

昭和 45 年 5 月 28 日
教育委員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は南陽市教育振興審議委員会規則(昭和 45 年教育委員会規則第 1 号)第 10 条の規定により、南陽市教育振興審議委員会(以下「審議委員会」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(運営機関)

第 2 条 南陽市教育委員会は、審議委員会への諮問事項作成のために次の機関を置く。

- (1) 専門委員 若干名
- (2) 事務局員 若干名

(専門委員の構成及び任務)

第 3 条 南陽市教育委員会は、専門委員を委嘱する。専門委員は、学校教育部門、社会教育部門を担当し、それぞれの部会を設け審議委員会への諮問事項に関する調査研究にあたる。

- (1) 目標部会
- (2) 企画部会
- (3) 整備部会

(雑則)

第 4 条 その他運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

